

～ 外国法令紹介 ～

ベトナム行政訴訟法（新法）の概要

JICA 長期派遣専門家

多々良 周 作

第1 はじめに

2010年12月、従前の行政事件解決手続令（1996年成立、1998年・2006年改正）に替わるものとして行政訴訟法が成立した。施行は2011年7月1日である。本報告は、行政訴訟法における行政訴訟手続の概要を紹介するものである。

ベトナム行政訴訟法は、ベトナム民事訴訟法と同様の規定であっても行政訴訟法において規定するという方式をとっているため、条文数は265にもなる法律である。日本の行政訴訟法が性質に反しない限り民事訴訟法の規定を適用することとされていることと対照的である。

行政事件手続解決手続令と異なる点としては、①行政訴訟の対象について列挙主義から概括主義にしたこと、②不服申立前置主義を原則廃止したこと、③判決で命じられる事項を法律で明文化したこと、④提訴時効を伸長したこと、⑤行政裁判の執行手続を新設したこと、⑥最高人民裁判所裁判官評議会の決定の誤りを是正する特別手続を新設したこと、などが挙げられる¹。これらについては、第2「行政訴訟の流れ」の該当項目における本文、脚注における該当箇所を参照されたい。

行政訴訟法の成立に尽力されたベトナム側関係者、JICA法・司法制度改革支援プロジェクトにおける裁判実務改善委員会の委員、元現地専門家、法務総合研究所国際協力部の関係者など多くの方々に改めて

感謝申し上げる次第である。

なお、161頁以降のベトナム行政訴訟法は、Vu Thi Hong Minh女史による日本語訳をベースに、翻訳の正確性・用語の統一性という観点から、当職において、英訳を適宜参照しながら、できるだけベトナム語の原文の逐語訳を試み、校正を行った。

第2 行政訴訟の流れ(条文はベトナム行政訴訟法)

1 行政訴訟の提起

行政訴訟の対象となる²行政決定、行政行為、懲戒免職決定に対してこれに同意しない場合、不服申立告発法に基づく不服申立手続を経なくても、侵害された適法な利益を保護すべく³、裁判所に対して行政事件の解決を求めて、行政事件を提訴することができる（5条、103条1項、104条1項）^{4,5}。行政訴訟

² 行政事件解決手続令11条において行政事件の対象を制限列挙していたのと異なり、本法では、行政決定、行政行為について、一般的な定めを置いた上で例外を規定するという概括主義を採用しているため（28条、103条参照），一義的に定義することは難しく、まもなく施行される最高人民裁判所が発行する下位規範の決議内容が注目される。

³ 最高人民裁判所理論研究所の資料を見ると、5条の「自らの適法な権利利益を保護するよう裁判所に要求する」、104条1項の「侵害された適法な権利利益を保護すべく行政事件を解決するよう裁判所に要求する」という文言を、行政決定の対象を確定する概念として考えていることがわかる。このことは、同時に、いわゆる原告適格の要件としても意識されているものと理解してもよさそうである。

⁴ 不服申立前置を探らないことを明らかにしている（103条）。不服申立てをした上で、不服申立解決決定に同意しない場合にも、行政訴訟を提起することができる。この場合の提訴の対象となる決定については、原決定なのか不服申立解決決定なのかについて争いがある。下位規範に関するワークショップにおける議論の趨勢からすると、最初の行政決定、すなわち原決定及び原決定の修正、補充又は取消しを含む不服申立解決決定、が提訴の対象となる行政決

¹ 起草担当者の話として、このうち日本側のアイデアを取り入れた部分として、①概括主義の採用、②不服申立前置主義の原則廃止、③提訴時効の伸長、の3点であるとのことである。

の対象となる競争事件処理決定に対する不服申立解決決定に対して、同意しない場合には、行政事件を提訴することができる（103条2項）。提訴時効は、行政決定、行政行為、懲戒免職決定についてはこれを受領した又は知った日から1年⁶、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定についてはこれを受領した日から30日である。

管轄裁判所は、原則として、行政決定等を発した国家機関等の同一行政区域内にある同級の裁判所となる（29条、30条）。

提訴状には、提訴の対象となっている行政決定の内容ないし行政行為の経過の要約、不服申立解決決定があればその内容、裁判所に求める解決内容⁷などを記載しなければならない（105条1項）。

2 提訴状の提出から事件の受理

提訴人が提訴状を提出すると（105条、106条）、裁判所の長官は、提訴状の検討をする裁判官を割り当て（107条2項），その担当裁判官は、5営業日以内に、管轄の有無及び提訴状の返却事由（109条1項）⁸の有無を検討して、事件を受理するか、管轄違いとして管轄裁判所に記録を移送するか、提訴状を返却するか、いずれかの手続を執る（107条3項）。

提訴状を受け取った裁判所に管轄があると認める

定として考えられることになりそうである。その論拠は、行政訴訟は、適法な権利利益の保護を目的とするものであるから（5条、103条参照），提訴の対象となる行政決定は、権利利益の侵害を伴うものである必要があり、原決定の内容を維持する不服申立解決決定は新たな権利侵害を伴わないと、提訴の対象となり得ないというものである。

⁵ 行政訴訟の提訴と不服申立ての両方がある場合については、提訴人はいずれかを選択することになる（31条）。

⁶ 以前は30日（行政事件解決手続令30条）。

⁷ 105条1項f号。日本でいうところの請求の趣旨（日本行政事件訴訟法7条・日本民事訴訟法133条2項）に該当する。裁判所がこれに拘束されるかどうかについては明文の規定がない。また、提訴人に不利益な変更が許されるかどうかについても明文の規定がない。

⁸ 9つの提訴状の返却事由が規定されているが、事柄の性質上、5営業日以内に検討すべき対象にはならないものも含まれる（不服申立てを解決手段として選択した場合（g号），提訴状の修正に応じない場合（h号），領収書を提出しない場合（i号））。

場合⁹には、提訴人に対して、訴訟費用の予納金を求め、提訴人は10営業日以内¹⁰に予納金を納付し（111条1項），納付した領収書を提出した日に事件を受理する（111条2項）。

事件を受理した日から3営業日以内に、裁判所の長官は、提訴状を検討した裁判官を事件の解決を担当する裁判官として指定し（112条1項），その担当裁判官は、受理の日から5日以内に、事件を受理したことを、被提訴人、関連する権利義務を有する者、同級の検察院に通知する（114条1項）¹¹。被提訴人、関連する権利義務を有する者は、通知を受領してから15日以内に、提訴人の要求に対する意見書を提出し（115条1項），検察院は、通知を受領してから10日以内に、事件に参加する検察官の指名した上、裁判所に通知する（115条4項）。

3 公判準備期限と事件を公判に付する決定

裁判所は、事件を受理した日から4か月ないし2か月の公判準備期限の間に、事件を公判に付するか、一時停止¹²するか、停止¹³するか、いずれかの決

⁹ 提訴状の返却事由がないことも前提であると考えるのが自然であろう。

¹⁰ 以前は7日（行政事件解決手続令32条1項）。

¹¹ 緊急保全処分の適用の申立てがある場合の密行性の確保に関連して若干補足する。提訴状の提出と同時に緊急保全処分の適用を申し立てる場合（60条1項），裁判所の長官は直ちに申立書の受理及び解決をすべき裁判官を割り当て、申立書を受け取ってから48時間以内に検討し、緊急保全処分を適用する決定を出す（67条4項）。決定は直ちに執行力があり、当事者（提訴人、相手方含む），同級の検察院、民事判決執行機関に送付される（69条）。送付を受けた民事判決執行機関の長は、24時間以内に執行官を配置した上、執行決定を発し（執行法36条1項），上記執行官は、決定を受領してから24時間以内に、緊急保全処分を執行する（執行法130条1項）。

時間的に、裁判所が被提訴人に対して行政事件の受理通知を送付する前に、緊急保全処分の執行を完了させることは可能であるが、執行に入る前に、緊急保全処分決定が被提訴人に送付してしまう点でやや徹底していない。

¹² 一時停止決定の事由は118条に規定されている。「停止」と訳されることがあった概念であるが（民事訴訟法につき189条等・ICD NEWS 21号159頁等。），逐語的な訳語として「一時停止」とすることにした。

¹³ 停止決定の事由は120条に規定されている。「中止」と訳されることであった概念であるが（民事訴訟法につき192条等・同頁等。），逐語的な訳語として「停止」とする

定を出さなければならない（117条1項、2項）。

裁判所が事件を公判に付する決定を出した場合は、その日から20日以内に公判期日を開かなければならぬ（117条3項）。事件を公判に付する決定は、直ちに当事者及び同級の検察院に送付され（123条）、検察院に対して、記録検討のために事件記録も併せて送付し、検察院は、15日以内にこれを検討して裁判所に返却する（124条）。

（1）公判準備期限内における当事者¹⁴による証拠収集活動¹⁵

当事者は、裁判所に証拠を提出し、自己の要求に根拠があり、かつ適法であることを証明する権利義務を有し、十分な証拠を提出しないことによる不利益を受けることになる（8条、77条1項。証明責任）。

提訴人は、提訴の対象となっている行政決定等の写しを提出する義務があり、被提訴人は、その行政決定等をした根拠となる文書、資料の写しを提出する義務がある（72条）。その他、当事者は、手持ち証拠を提出するほか（49条1項、50条1項、51条1項、52条）、証拠を保有し、管理している個人、機関、組織に対し、その証拠を裁判所に提出するために自己に提供するように要求することができる¹⁶（49条2項等）。

（2）公判準備期限内における裁判所による証拠収集活動

事件解決の担当裁判官は、この期限内に、当事者

ことにした。事件の停止決定をした場合、事件は終了するものと考えられる（一時停止決定の効果に関する119条、停止決定の効果に関する120条2項、3項及び121条参照）。

¹⁴ 当事者とは、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者をいう（3条5項）。

¹⁵ 当事者による証拠提出は、公判準備期限内に限定されおらず、「行政事件の解決過程」（77条1項）において行うものであるが、公判期日は休憩時間を除いて継続的に行われなければならないとされていることから（126条2項），公判準備期限内での証拠収集活動が最も重要なと考えられる。

¹⁶ この要求に対しては十分かつ期限通りに提出する責任を負い、提出できない場合には、文書で当事者に通知し、その理由を明記しなければならない（9条）と規定されているが、この義務に違反した場合にどのような扱いになるのかについては規定がない。

に対して補充証拠の提出を求めたり（78条1項）、当事者が自ら証拠を収集できない場合や必要があると認める場合には、裁判所自ら証拠の確証、収集を行う（78条2項。職権証拠調べ）。具体的には、当事者、証人の事情聴取¹⁷、現場検証、鑑定等々である（78条4項。79条～86条）¹⁸。

（3）収集された証拠の取扱い

当事者が提出し、裁判所が収集した各証拠は原則として平等に公開し、使用されることとされており（90条），当事者及びその代理人は、証拠を閲覧し、謄写することができる（49条2項、50条1項、51条1項、52条、54条5項）。

4 公判期日

（1）公判期日の審理

審理は、公開され（17条）、口頭で継続的に行わなければならない（126条）。公判期日は、裁判長、2人の人民参審員で構成される審理合議体（128条）、裁判所書記官の全員が出席しなければならず（129条）、検察官の出席も必要的である（130条）。当事者、代理人¹⁹、適法な権利利益の保護人²⁰、証人、鑑定人、通訳人も原則として全員が出席しなければならない（131条1項、133条、134条、135条）。

当事者、代理人が欠席した場合²¹、1回目の欠席の場合は、裁判所は、30日を超えない範囲で公判期日

¹⁷ 当事者、証人からの事情聴取に関して、当事者の立会権についての規定はない（79条、80条参照）。

¹⁸ 行った証拠の確証、収集の結果は原則として調書に記載する（当事者の供述聴取につき79条1項、証人の証言聴取につき80条2項、対質につき82条2項、財産査定につき85条4項）。一方、得られた鑑定結論を調書に記載するなどといった規定がないため、鑑定人が公判期日に欠席した場合にどのように鑑定結論の公開（156条3項）するのか気になるところである。

¹⁹ 54条参照。行政訴訟法上、単なる「代理人」には、「法定代理人」と「委任による」が含まれる。

²⁰ 55条参照。日本的に言えば、弁護士などの訴訟代理人に該当するように思われるが、単なる「当事者の適法な権利利益の保護人」には当事者を代理する権限がない（55条4項参照）。もっとも、例えば、弁護士が「委任による代理人」になることには問題はないと思われる。

²¹ 適法な権利利益の保護人が欠席しても、審理に影響しない（131条2項d号）。

を延期する（131条1項，137条1項）。当事者，代理人が2回目に欠席した場合，欠席者が提訴人である場合には，提訴要求を放棄したものと見なし，事件解決を停止する決定を出す（120条1項c号，131条2項a号）。その他の者²²の欠席の場合は，そのまま審理を続ける（131条2項b号，c号）。

（2）開始手続

公判期日を開始するに当たり，裁判長は，事件を公判に付する決定を読み上げた上，当事者の出席確認，法廷にいる者の紹介などをした後，当事者に対して，訴訟進行人²³等の変更要求の有無，提訴要求の変更，補充，取り下げの有無を確認し，それに対する判断をする（142条，143条，145条，146条）。

（3）尋問及び論争²⁴

審理合議体は，尋間に先立ち，当事者，その代理人，適法な権利利益の保護人，証人，鑑定人から意見²⁵を聞く（148条1項）。

当事者が意見を陳述した場合には，その意見の中の，①不明確又は矛盾がある点，②その陳述者が前にした供述ないし証言と矛盾がある点，③その他の当事者及びその適法な権利利益の保護人の陳述と矛盾する点，のみに関して個別的に尋問が認められる（148条2項，149条2項，150条2項，151条2項）。

尋問への回答は，当事者の代わりに当事者の適法な権利利益の保護人がすることができる（149条3項，150条3項，151条3項）。証人については，裁判所の要求に従って自身が知っている事件の事情について陳述した後，上記①ないし③の点について尋問を受けることになる（152条）。鑑定人については，裁

²² 証人，鑑定人，通訳人の欠席については133条～135条，156条3項参照。

²³ 34条2項参照。ここでは裁判官，人民参審員，裁判所書記官，検察官。

²⁴ 「弁論」と訳されることがあった概念であるが（民事訴訟法につき232条以下・ICD NEWS21号165頁。），逐語的な訳語として「論争」とすることにした。

²⁵ 148条1項によれば，「意見」は，「証拠」とは区別される概念であるが，判決の基礎となる（148条1項）。尋問が個別的（148条2項参照）に行われるのに対して，「意見」の陳述は，自己の主張等に関連する事情を網羅的に述べるものとイメージされる。

判所の要求に従って鑑定の結論及びその根拠を陳述した後，鑑定の結論中に不明確又は矛盾がある点，その他の事情と矛盾している問題について尋問することが認められ，場合によっては再鑑定・補充鑑定が行われる（156条）²⁶。

その他，公判準備期限内に作成した資料の公開²⁷（153条），録音・録画テープなどの記録媒体の聴取・映写（154条），物証の取調べ（物，写真，現場検証の調書等を含む。155条）をし，裁判所は，事件の事情を十分に検討できたと認め，さらに尋問をすべき点がないときは尋問を終了する（157条）。

尋問の後は，論争部分に移り，各当事者が，公判期日において検討，検査された資料・証拠及び公判期日における尋問の結果に基づいて証拠の評価，事件解決についての自己の観点を提示した上，他者の意見にも反論する権利がある（158条，159条）。当事者の論争の後，検察官が手続過程における法遵守についての意見を述べる（160条）。

（4）評議と判決

論争が終了した後，審理合議体による評議が行われる。審理合議体は，公判期日において検査され，検討された資料，証拠，公判期日の尋問の結果のみを根拠とし，提訴された行政決定等だけでなく，関連する不服申立解決決定の適法性も検討した上で，多数決により事件の結論を出す（161条，163条）²⁸。評議時間の延長は認められるが，論争終了時から5

²⁶ 民事訴訟法の改正過程でも議論になった論点があるので補足する。鑑定人については，原鑑定人が再鑑定を行うことが原則とされていたため，その結果の公平性が問題されていたところ，行政訴訟法が先んじて原鑑定人は再鑑定を行うことができないと規定を設けた（83条3項）。改正後のベトナム民事訴訟法90条3項にも同様の規定がある。

²⁷ 直接，口頭主義（126条）の見地から，例外的な場合に限り認められる（153条参照）。公判準備期限内に収集された供述証拠は，公判廷における供述等と同様に証拠ではあるものの（76条4項），153条に基づき公開されない限り，審理合議体が判決の基礎にすることのできる「公判期日において検査され，検討された証拠」には当たらないことになる。

²⁸ 評議においては，少数意見を有する者は文書で自己の意見を陳述し，事件記録に添付することができる（161条2項）。

営業日を超えることはできない（161条5項）。審理合議体は、評議の結果、①提訴要求を棄却する（163条2項a号）、②提訴要求の一部又は全部を承認する場合は、行政決定、行政行為、懲戒免職決定、又は競争事件処理決定に対する不服申立解決決定について、一部又は全部を取消し又は違法宣言をし、権限のある者に対して、法律上の義務の履行を強制する（163条2項b号～e号）、③損害賠償を強制する（163条2項f号）、等の決定をすることができる（163条2項）^{29,30,31}。

判決は、公判期日において言い渡され、公判期日終了後3営業日内に、抄本を各当事者に、7営業日内に、判決書を各当事者及び同級の検察院に発行する（165条、166条）。

5 控訴審（173条～208条）

（1）控訴権者及び期限

当事者及び当事者の代理人は、第一審判決、事件の一時停止決定及び事件の停止決定に対して控訴することができる（174条）。控訴期限は、判決に対しては言渡し日から15日、決定に対しては、7日である（176条）。

一方、同級及び直近上級検察院の長官は、異議申立てをすることができる（181条）。異議申立て期限は、同級検察院が判決について15日、決定について7日、直近上級検察院が判決について30日、決定について10日である（183条）。

²⁹ 従前、決定の内容については、行政事件解決手続令では規定がなく、下位規範に定めが置かれていたものを法律に明記した。

³⁰ 行政事件に関する裁判所の判決、決定の執行手続についての規定が新設された（241条～248条）。特徴的な規定としては、行政機関が裁判執行期限を過ぎても執行しないような場合には、民事判決執行機関は、裁判執行の検討指導及び法律の規定に従った責任の処理のために、上級の行政機関に対して文書により通知し、その上級の行政機関による執行の指導を監視・指導するために、直近上級民事判決執行機関又は直近上級民事判決執行管理機関に送付するという規定がある。

³¹ 法的効力を有する判決、決定の中で確定された事情、出来事については、証明不要とされる（73条1項b）。

（2）控訴審の審理

県級裁判所の判決・決定に対する控訴審は省級裁判所、省級裁判所の判決・決定に対する控訴審は最高人民裁判所の控訴審裁判所が控訴審審理の管轄権を有する³²。控訴審の手続の多くは、第一審手続と同様に行われる（202条）。

控訴審の範囲は、控訴又は異議申立てをされている判決、決定部分に加えて、控訴又は異議申立ての内容に関連する判決、決定部分を含む（190条）。公判準備期限は60日であり、公判に付する決定を出してから30日以内に公判期日を開かなければならぬ（191条）。第一審の決定に対する控訴、異議申立てを検討する場合には、公判期日を開く必要はない（196条1項c号）。

控訴審の審理合議体は、裁判官3人で構成され、公判期日に出席すべき者、当事者の欠席の取扱いは第一審と同じである（193条～195条）。

控訴又は異議申立てがあった第一審の判決・決定に対しては、自判、破棄差戻し、破棄停止等の判決、決定を下すことができる（205条、207条）。

行政事件の審理は原則として二審制であり（19条）³³、控訴審判決、決定は言渡しの日から法的効力を有する（206条6項、207条5項）。

6 監督審（209条～231条）

（1）異議申立権者及び期限

監督審手続に従った異議申立権者は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定以外の判決・決定については、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官であり、県級裁判所の判決・決定については、さらに省級裁判所の長官、省級検察院の長官が加わる（212条）。異議申立ては、法的効力を有する判決・決定において、①訴訟手続の重大な違反がある、②判決、決定中の決定部分が、事件の客観的事情と合致して

³² ベトナム裁判所組織法20条2項及び28条2項参照。

³³ 国会代表選挙の選挙人名簿、人民評議会代表選挙の選挙人名簿に対する行政事件の審理は、特別な規定が用意されており、一審制である（168条～172条）。

いない, ③法律の適用について重大な誤りがある, 場合に可能である(210条)。これらの者に関する異議申立期限は, 判決, 決定が法的効力を有してから2年である(215条1項)。

当事者については, 判決・決定が法的効力を有してから1年以内に, 法律違反を発見した場合に限って³⁴, 異議申立権者に対して, 異議申立てを検討するように提案することができる(211条1項)。その他, 異議申立権者ではない裁判所, 檢察院等についての規定が置かれている(211条2項)³⁵。

(2) 監督審の審理

監督審の管轄は, 県級裁判所の判決・決定については省級裁判所の裁判官委員会, 省級裁判所の判決・決定については最高人民裁判所行政裁判所, 控訴審裁判所(省級裁判所又は最高人民裁判所控訴審裁判所)及び最高人民裁判所行政裁判所の判決・決定については, 最高人民裁判所裁判官評議会が, それぞれ担当する(219条)。

公判期日には, 同級の検察官が参加するが, 当事者, 当事者の代理人, 適法な権利利益の保護人等の訴訟参加人³⁶は, 必要と認める場合に限り召喚される(220条)。

(3) 監督審決定

監督審決定は, ①法的効力を有する判決・決定を維持する, ②法的効力を有する判決・決定を破棄し, 修正又は破棄された原判決・決定を維持する, ③第一審, 控訴審での再審理のために, 法的効力を有する判決・決定を破棄する, ④事件を解決した判決, 決定を破棄して, 事件の解決を停止する, ことができる(225条)が, 既に存在する実体判断を変更して新しい判断を示すことはできない。

³⁴ 条文上, 事実誤認に関する主張に基づく異議申立ての提案はできないことになりそうである。この点, 新しい事情が発見された場合に関しては, 再審手続に従った異議申立ての提案は可能である(234条1項)。

³⁵ これらの者は, 異議申立権者に文書で通知する義務があるとしているが, その期限については明文の定めがない。

³⁶ 47条参照。

7 再審(232条~238条)

再審手続に従った異議申立ては, ①事件の解決過程において裁判所, 当事者が知り得なかつた事件の重要な事情が新しく発見された, ②鑑定人の結論, 通訳人の通訳に虚偽があり又は証拠に偽造があつたことを証明する基礎がある, ③裁判官, 人民参審員, 檢察官が故意に事件記録を誤らせ又は故意に法律に違反する結論を出した, ④裁判所が事件の処理のために根拠とした裁判所の判決, 決定又は国家機関の決定が取り消された場合に行うことができる(233条)。異議申立権者は, 監督審手続に従った異議申立権者と同様である(235条)。異議申立期限は, 異議申立ての根拠を知った日から1年である(236条)。

異議申立権者ではない者に関する取扱いについても同様の規定があり(234条), 当事者が異議申立権者に対して提案できる事由は, 上記異議申立事由のすべてではなく, 事件の新しい事情を発見した場合に限られている(234条1項)。

再審決定は, ①法的効力を有する判決・決定を維持する, ②第一審の再審理をするために法的効力を有する判決, 決定を破棄する, ③事件を解決した判決, 決定を破棄し, 事件の解決を停止する, ことができるが(237条), 監督審決定と同様に, 新しい実体判断をすることはできず, 控訴審での第一審での再審理を命ずることになる。

その他手続に関する規定は, 監督審手続の規定が適用される(238条)。

8 特別手続(239条, 240条)³⁷

この特別手続は, 最高人民裁判所裁判官評議会の決定に, 法律の重大な違反を確認できる根拠がある又は決定時に知り得なかつた決定を基本的に変更させうる重要な新しい事情が発見された場合に, ①国会常務委員会の要求, ②国会司法委員会の建議, ③

³⁷ これまで監督審手続に従った異議申立期限を過ぎた後に判決・決定に誤りが見つかった場合の救済手続が存在しなかつたため新たに新設された制度である。

最高人民検察院長官の建議、④最高人民裁判所長官の提議、がある場合に、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討する手続である（239条）³⁸。

国会常務委員会の要求があった場合には、最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会に対してその決定を再検討するように報告し（239条2項）、その他の場合には、最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会に対して、建議、提議を検討するように報告し（239条3項）、最高人民裁判所裁判官評議会は、その検討のために会議期日を開く（239条4項）。

最高人民裁判所長官は、国会常務委員会の要求を受領した日又は最高人民裁判所裁判官評議会が建議、提議を同意する決定をした日から4か月以内に、事件記録を検討し、最高人民裁判所裁判官評議会に報告する。その会議期日には、最高人民検察院長官が参加し、関連する個人、組織、機関を招待することができる（240条2項）。

最高人民裁判所裁判官評議会は、検討の結果、自判³⁹した上（240条3項a～e）、最高人民裁判所自身の損害賠償責任の確定（240条3項f号）も行う。

³⁸ 要求、建議、提議に関する期限の定めは存在しない。

³⁹ 監督審・再審の決定では自判ができないことから、差戻審の実体判断に対する監督審・再審が繰り返される可能性がある。一方、特別手続に基づく最高人民裁判所裁判官評議会による決定では自判が認められることから上記のような繰り返しは起こらないと考えられるが、条文上、この決定に対する特別手続による再検討の余地は否定されていない。

ベトナム行政訴訟法

国会は、決議 51/2001/QH10 号に基づいて一部改正されたベトナム社会主義共和国の 1992 年憲法に基づいて、行政訴訟法を発行する。

第 1 章 一般規定

第 1 条 規定範囲

本法は、行政訴訟における基本原則、訴訟進行機関及び訴訟進行人の任務権限及び責任、訴訟参加人、関連する個人、機関、組織の権利義務、提訴順序及び手続、行政事件の解決、行政判決の執行及び行政訴訟における不服申立て、告発の解決について規定する。

第 2 条 行政訴訟法の効力

- 行政訴訟法は、ベトナム社会主義共和国の全土におけるすべての行政訴訟活動に対して適用する。
- 行政訴訟法は、ベトナム社会主義共和国の外交代表機関が海外で行う行政訴訟活動に対して適用する。
- 行政訴訟法は、涉外行政事件の解決に対して適用する。ベトナム社会主義共和国の加盟する国際条約が別途の規定を定める場合は、その国際条約の規定を適用する。
- ベトナムの法律又はベトナム社会主義共和国の加盟する国際条約による外交優遇免除又は領事優遇免除の権利者である外国の個人、機関、組織、国際組織に関連する行政事件の内容は外交ルートで解決される。

第 3 条 用語説明

本法において、下記の各用語は次のように理解される。

- 行政決定とは、行政管理活動における 1 つの具体的な問題について 1 つ又はいくつかの具体的な対象に対して 1 回適用される国家行政機関、その他の機関、組織又はそれらの機関、組織において権限を有する者の文書による決定をいう。
- 行政行為とは、国家行政機関、その他の機関、組織又はそれらの機関、組織において権限を有する者の法律の規定による任務又は公務を実現する又は実現しない行為をいう。

- 懲戒免職決定とは、自己の管理権に服する公務員に対して免職という懲戒の形式を適用するための機関、組織の長の文書による決定をいう。
- 機関、組織の内部的な行政決定及び行政行為とは、その機関、組織の範囲内の機能、任務を実現する管理、指導、運営の決定、行為をいう。
- 当事者とは、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者をいう。
- 提訴人とは、行政決定、行政行為、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定、選挙人名簿作成に対して行政事件を提訴する個人、機関、組織をいう。
- 被提訴人とは、訴願された行政決定、行政行為、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定、選挙人名簿作成を行った個人、機関、組織をいう。
- 関連する権利義務を有する者とは、提訴人、被提訴人以外の者で、その行政事件の解決がその者の権利義務に関連するので、関連する権利義務を有する者として自ら又はその他の当事者が訴訟参加を提案し、かつ裁判所により承認され又は裁判所により訴訟に参加させられる個人、機関、組織をいう。
- 機関、組織とは、国家機関、政治組織、政治社会組織、社会組織、社会職業組織、経済組織、非営利団体、人民武装部隊を含む。

第 4 条 行政訴訟における社会主義法制の保障

訴訟進行人、訴訟参加人、関連する個人、機関、組織の行政訴訟の全活動は、本法の規定に従わなければならない。

第 5 条 裁判所に対して適法な権利利益の保護を要する権利

個人、機関、組織は、本法の規定に従って、自らの適法な権利利益を保護するよう裁判所に要求するため、行政事件を提訴する権利を有する。

第 6 条 行政事件における損害賠償問題の解決

行政事件の提訴人、行政事件において関連する権利義務を有する者は、同時に損害賠償を要求するこ

とができる。この場合、損害賠償の要求を解決するため、国家賠償責任に関する法律及び民事訴訟に関する法律の各規定が適用される。

行政事件において損害賠償の要求があるが、その証明条件が整っていない場合は、裁判所は、法律の規定に従って、損害賠償の要求を後に別の民事事件として解決をするために、行政事件から分離することができる。

第7条 当事者の意思決定権及び自己決定権

個人、機関、組織は、行政事件の提訴を決定することができる。裁判所は、提訴人の提訴状が提出されたときのみ行政事件の解決を受理する。行政事件の解決過程において、提訴人は本法の規定に従って、自己の提訴要求を取下げ、変更、補充をすることができる。

第8条 行政訴訟における証拠提出、証明

- 当事者は、裁判所に証拠を提出し、自己の要求に根拠があり、かつ適法であることを証明する権利義務を有する。
- 裁判所は、本法が規定する場合において、証拠の確証、収集を行う。

第9条 権限のある個人、機関、組織の証拠、資料提出責任

個人、機関、組織は、自己の任務、権限の範囲において、当事者、裁判所、検察院の要求があったときは、当事者、裁判所、検察院に対し、その個人、機関、組織が占有、管理する証拠を十分かつ期限どおりに提出する責任を負う。提出することができない場合は、文書で当事者、裁判所、検察院に通知し、かつ、資料、証拠を提出できない理由を明記しなければならない。

第10条 行政訴訟における権利義務の平等

- すべての公民は、民族、男女、社会身分、信仰、宗教、文化水準、職業の区別なく、法律の前及び裁判所の前において平等である。
- すべての機関、組織は、その組織形態、所有形態、その他の事由にかかわらず平等である。
- 各当事者は、行政事件の解決過程において、権利義務に関し平等である。裁判所は、当事者が権利、義務を実現する条件を作る責任を負う。

第11条 当事者の適法な権利利益の防御権の保障

- 当事者は、自ら又は弁護士若しくはその他の者に依頼して、自己の適法な権利利益を保護する。
- 裁判所は、当事者に対し、自己の適法な権利利益の保護権の行使を保障する責任を負う。

第12条 行政訴訟における対話

行政事件の解決過程において、裁判所は、当事者が事件解決に関する対話をできるような条件を作る。

第13条 人民参審員の行政事件審理への参加

行政裁判には、本法の規定に従って、人民参審員が参加する。審理において、人民参審員は裁判官と同等の権限を有する。

第14条 裁判官及び人民参審員による独立し、法律のみに従った審理

行政事件の審理に際して、裁判官及び人民参審員は、独立し、法律のみに従う。裁判官及び人民参審員の任務遂行に干渉し、阻止するすべての行為は、厳禁する。

第15条 行政訴訟進行機関、行政訴訟進行人の責任

- 行政訴訟進行機関、行政訴訟進行人は、人民を尊重し、人民の監察を受けなければならない。
- 行政訴訟進行機関、行政訴訟進行人は、法律の前において、その任務及び権限を遂行する義務を負う。行政訴訟進行人が法律に違反する行為をした場合には、その違反の性質、程度に応じて、法律の規定に従って懲戒され、又は刑事責任を追及される。
- 行政訴訟進行機関、行政訴訟進行人は、法令の規定に従い国家機密及び業務上の秘密を守らなければならない。民族の醇風美俗を維持し、当事者の正当な要求により、その職業上の秘密、企業秘密及び個人的な秘密を守らなければならない。
- 行政訴訟進行人が法律に違反する行為をし、個人、機関、組織に対して損害を生じさせた場合は、その訴訟進行人が所属する機関は、國家の賠償責任に関する法律の規定に従って、損失を被った者に対して損害を賠償しなければならない。

第16条 裁判所による集団審理

裁判所は、行政事件の審理を集団で行い、多数決で決定する。

第17条 公開の審理

行政事件は、公開で審理される。国家秘密を保持し又は当事者の秘密をその者の正当な要求により保持する必要がある場合には、審理は非公開とするが、判決言渡しは公開する。

第18条 行政訴訟進行人又は訴訟参加人の公平性の保障

裁判所の長官、裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察院の長官、検察官、通訳人、鑑定人は、自己の任務権限を遂行するにあたり、公平ではないと認められる正当な理由がある場合は、訴訟を進行し又は参加することはできない。

第19条 二審制の実施

- 行政事件の審理は二審制で行う。ただし、国会代表選挙の選挙人名簿、人民評議会代表選挙の選挙人名簿に対する行政事件の審理を除く。第一審の判決、決定は、本法の規定に従い控訴、異議を申し立てることができる。

本法が規定する期限内に控訴手続に従って控訴されず、異議が申し立てられなかった第一審の判決、決定は、法的効力を生じる。第一審の判決、決定に対し控訴され、異議が申し立てられたときは、その事件は控訴審の審理に服する。控訴審の判決、決定は、法的効力を有する。

- 法的効力を有する裁判所の判決・決定に法律違反又は新しい事情が発見された場合は、本法の規

定に従って、監督審又は再審手続に基づいて再度検討される。

第 20 条 審理の監督

厳正で統一的な法適用を保障するため、上級裁判所はその属する下級裁判所の裁判を監督し、最高人民法院は全審級の裁判所の裁判を監督する。

第 21 条 裁判所の判決、決定の効力の保障

行政事件についての法的効力を有する裁判所の判決、決定は、施行され、個人、機関、組織から尊重されなければならない。

行政事件についての裁判所の判決、決定を執行する義務を負う個人、国家機関、組織は、厳肅に執行しなければならない。

自己の任務、権限の範囲において、裁判所の判決、決定を施行することに関連する任務を与えられた裁判所、機関、組織は、厳肅に施行し、かつ、その任務の実現について法律の前で責任を負わなければならない。

第 22 条 行政訴訟において使用する話し言葉及び書き言葉

行政事件の解決過程で用いる話し言葉及び書き言葉は、ベトナム語である。

訴訟参加人は、自らの民族の話し言葉及び書き言葉を用いることができる。この場合には、通訳人を付さなければならない。

第 23 条 行政訴訟における法遵守の検察

1. 人民検察院は、適時適法な行政事件解決を保障するために行政訴訟における法の遵守を検察する。
2. 人民検察院は、行政事件を、受理した時から事件解決の終了の時まで検察し、裁判所の公判期日、会議期日に参加する。裁判所の判決、決定の執行における法律遵守を検察する。法律の規定に従つて、要求、建議、異議の各権利行使する。
3. 未成年者、民事行為無能力者の適法な権利利益に関する行政決定、行政行為に関しては、その者のための提訴人がいないときは、検察院は、その者が居住する社、区、町の人民委員会（以下社級人民委員会をいう）に対して、その者の適法な権利利益を保護するために、後見人を指名して、行政事件の提訴を引き受けさせるように建議することができる。

第 24 条 事件の資料、文書を送付する裁判所の責任

1. 裁判所は、本法の規定に従い、行政訴訟参加人に対し、判決、決定、召喚状及びその他の裁判所の関連文書を直接交付又は郵送で送付する責任を負う。
2. 直接交付できず又は郵送したが功を奏ないときには、裁判所は、行政訴訟参加人に送付するためには、行政訴訟参加人の居住地の社級人民委員会又は行政訴訟参加人が勤務する機関若しくは組織に、判決、決定、召喚状及びその他の文書を送付しなければならない。

行政訴訟参加人の居住地の社級人民委員会、又は行政訴訟参加人が勤務する機関若しくは組織は、判決、決定、召喚状、及びその他の資料の送付に

ついての結果を裁判所の要求を受領したときから5営業日以内に裁判所に通知しなければならない。山岳地、国境地、諸島、遠隔地の場合は、この期間は10営業日である。

第 25 条 個人、機関、組織の行政訴訟への参加

個人、機関、組織は、本法の規定に従って、行政訴訟に参加し、裁判所による行政事件の適時かつ適法な解決に貢献する権利義務を有する。

第 26 条 行政訴訟における不服申立て、告発する権利の保障

行政訴訟活動において、訴訟進行機関、行政訴訟進行人又は個人、機関、組織の違法行為に対し、個人、機関、組織は不服申立てをする権利を有し、個人は、告発する権利を有する。

権限のある機関、組織、個人は、適時かつ適法に不服申立て、告発を受け取り、検討し、解決しなければならない。その解決の結果を不服申立人、告発人に文書により通知しなければならない。

第 27 条 訴訟費用、手数料及び手続費用

訴訟費用、手数料及び手続費用に関する各問題は、法律の規定に従う。

第 2 章 裁判所の管轄

第 28 条 裁判所の解決権に属する各訴願

1. 行政決定、行政行為に対する訴願。ただし、政府が規定する項目に基づく、国防、安全、外交領域における国家機密に関する各行政決定、行政行為及び機関、組織の内部的な行政決定、行政行為を除く。
2. 国会代表選挙のための選挙人名簿、人民評議会代表選挙のための選挙人名簿に関する訴願
3. 局長及び同等以下の職務にある公務員の懲戒免職決定に対する訴願
4. 競争事件処理決定に関する不服申立解決決定に対する訴願

第 29 条 県、郡、市、省直轄市の人民裁判所の管轄

県、郡、市及び省直轄市の人民裁判所（以下、併せて県級裁判所という。）は、第一審の手続に従つて、次の訴願を解決する。

1. 裁判所と同一行政区域内にある県級以下の国家機関又はその国家機関における権限のある者による行政決定及び行政行為に対する訴願
2. 裁判所と同一行政区域内にある県級以下の機関、組織の長によるその機関、組織の管理権に属する公務員に対する懲戒免職決定に対する訴願
3. 裁判所と同一行政区域内にある選挙人名簿作成機関の国会代表選挙のための選挙人名簿、人民評議会代表選挙のための選挙人名簿に関する訴願

第 30 条 省、中央直轄市の人民裁判所の管轄

1. 省、中央直轄市の人民裁判所（以下、併せて省級裁判所という。）は、第一審の手続に従って、以下の訴願を解決する。
 - a) 省、省同級の機関、政府所属機関、国家主席事務局、国会事務局、国家会計検査機関、最高人民法院、最高人民検察院の行政決定、行政行為及びそれら各機関における権限のある個人の行政決定、行政行為に対する訴願であって、提訴人の住所、勤務地又は所在地が裁判所と同一行政区域内にあるもの。提訴人の住所、勤務地又は所在地がベトナムの領土内にない場合は、解決管轄は、権限のある機関、個人が行政決定を出し、行政行為をした場所の裁判所に属する。
 - b) 本項a号に規定する国家機関の1つに属する国家機関の行政決定、行政行為及びその国家機関の公務員の行政決定、行政行為に対する訴願であって、提訴人の住所、職場又は所在地が裁判所と同一行政区域内にあるもの。提訴人の住所、勤務地又は所在地がベトナムの領土内にない場合は、解決管轄は、権限のある機関、個人が行政決定を出し、行政決定をした場所の裁判所に属する。
 - c) 裁判所と同じ行政区域内にある省級の国家機関及びその国家機関における権限のある者の行政決定、行政行為に対する訴願
 - d) ベトナム社会主義共和国の国外における外交代表機関又はその機関における権限のある者の行政決定、行政行為に対する訴願であって、提訴人の住所が裁判所と同一行政区域内にあるもの。提訴人がベトナムにおいて住所を有しない場合は、管轄裁判所は、ハノイ市人民裁判所又はホーチ Minh市人民裁判所である。
 - e) 裁判所と同一行政区域内にある省級、省、中央支局の機関、組織の長による懲戒免職決定に対する訴願であって、懲戒された時の勤務地が裁判所と同一行政区域内にあるもの。
 - f) 競争事件処理決定に関する不服申立解決決定に対する訴願であって、提訴人の住所、勤務地又は所在地が裁判所と同一行政区域内にあるもの。
 - g) 必要な場合には、省級裁判所は、県級裁判所の管轄に属する訴願を解決するために取り上げることができる。
2. 最高人民法院は、本条の規定の施行を指導する。

第31条 不服申立状を提出しながら提訴状を提出している場合の管轄権の確定

1. 提訴人は管轄裁判所に行政事件の提訴状を提出するとともに不服申立てを解決する権限のある者に不服申立状を提出する場合には、解決権限は提訴人の選択に従う。
2. 最高人民法院は、本条の規定の施行を指導する。

第32条 別の裁判所への移送、管轄に関する紛争の解決

1. 事件を公判に付する決定を発す前に、事件が自己の解決管轄に属しないことを発見したときは、裁判所は、事件記録を管轄裁判所に移送する決定を発するとともに、受理簿を抹消する。この決定

は、直ちに当事者及び同級の検察院に送付されなければならない。

この決定に対しては、決定を受領した日から3営業日の期限内に、当事者は不服を申し立てる権利を有し、同級の検察院は建議する権利を有する。不服申立て又は建議を受領した日から3営業日の期限内に、行政事件の移送決定を発した裁判所の長官は、不服申立て又は建議を解決しなければならない。裁判所の長官の決定は最終決定である。

2. 同一の省又は中央直轄市における各県級裁判所の間の行政事件解決管轄についての争いは、省級裁判所の長官により解決される。

互いに異なる各省又は中央直轄市に属する各県級裁判所の間又は各省級裁判所の間の行政事件解決管轄についての争いは、最高人民法院長官により解決される。

3. 最高人民法院は、本条の規定の施行を指導する。

第33条 事件の併合、分離

1. 裁判所は、解決のために、別々に受理した2つ以上の事件を併合して1つの事件することができる。
2. 裁判所は、解決のために、異なった請求を含む1つの事件を分離して2つ以上の事件にすることができる。
3. 本条第1項及び第2項の規定する事件の併合又は分離をしたとき、受訴裁判所は、決定を発し、直ちに当事者及び同級の検察院にその決定を送付しなければならない。
4. 最高人民法院は、本条の規定の施行を指導する。

第3章 訴訟進行機関、訴訟進行人及び訴訟進行人の変更

第34条 訴訟進行機関及び訴訟進行人

1. 行政訴訟進行機関は次のものを含む。
 - a) 人民裁判所
 - b) 人民検察院
2. 行政訴訟進行人は次のものを含む。
 - a) 裁判所の長官、裁判官、人民参審員、裁判所書記官
 - b) 検察院の長官、検察官

第35条 裁判所の長官の任務、権限

1. 裁判所の長官は次の任務、権限を有する。
 - a) 裁判所の管轄に属する各行政事件を解決するための活動を組織する。
 - b) 行政事件を解決する裁判官、行政事件を審理する合議体に参加する人民参審員を割り当てる。行政事件の訴訟進行をする裁判所書記官を割り当てる。
 - c) 公判期日開始前に裁判官、人民参審員、裁判所書記官の変更を決定する。
 - d) 公判期日開始前に鑑定人、通訳人の変更を決定する。
 - e) 決定を出し、行政訴訟活動を実施する。

- f) 法定効力を有する裁判所の判決・決定に対する監督審又は再審の手続による異議申立てをする。
- g) 不服申立及び告発の解決をする。
- 2. 裁判所の長官は副長官に本条第1項に定める裁判所の長官の任務、権限を遂行する権限を委任することができる。委任を受けた副長官は、与えられた任務の遂行について裁判所の長官に対して責任を負う。

第 36 条 裁判官の任務、権限

- 1. 事件記録を作成する。
- 2. 緊急保全処分の適用、変更、取消しを決定する。
- 3. 行政事件の解決の停止又は一時停止を決定する。
- 4. 要求のあるときに当事者間の対話の場を設ける。
- 5. 行政事件を公判に付する決定をする。
- 6. 訴訟参加人の召喚決定をする。
- 7. 行政事件の審理に参加する。
- 8. 訴訟活動を実施し、審理合議体の権限に属する問題を評決する。

第 37 条 人民参審員の任務、権限

- 1. 事件記録を研究する。
- 2. 裁判所の長官、行政事件を解決する担当裁判官に対して、それぞれの権限に属する必要な決定を出すように提案する。
- 3. 行政事件の審理に参加する。
- 4. 訴訟活動を実施し、審理合議体の権限に属する問題を評決する。

第 38 条 裁判所書記官の任務、権限

- 1. 公判期日開始前の職務上必要な準備をする。
- 2. 公判期日の規則を周知する。
- 3. 裁判所の召喚者名簿上の参加人の出頭状況及び不出頭の理由について審理合議体に報告する。
- 4. 公判期日調書を作成する。
- 5. 本法の規定に従い、他の訴訟活動を実施する。

第 39 条 檢察院の長官の任務、権限

- 1. 行政訴訟活動における法遵守の検察を遂行するに際して、検察院の長官は次の任務、権限を有する。
 - a) 行政訴訟活動における法遵守の検察活動を組織し、指示する。
 - b) 行政訴訟活動における法遵守を検察し、行政事件を解決する公判期日、会議期日に参加する検察官を割り当てる。
 - c) 行政訴訟活動の法遵守に対する検察官の検察活動を検査する。
 - d) 檢察官の変更を決定する。
 - e) 本法の規定に従い、裁判所の判決、決定に対する控訴審、監督審、再審手続に従った異議申立てをする。
 - f) 本法の規定に従った不服申立て、告発の解決
- 2. 檢察院の長官は、副長官に対して、本条第1項に規定する検察院の長官の任務、権限を遂行する権限を委任することができる。委任を受けた副長官は、与えられた任務の遂行について検察院の長官に対して責任を負う。

第 40 条 檢察官の任務、権限

1. 行政事件の解決における法遵守を検察する。
2. 訴訟参加人の法遵守を検察する。
3. 行政事件の解決のための公判期日、会議期日に参加する。
4. 裁判所の判決、決定を検察する。
5. 檢察院の長官の割当てに従い、検察院の権限に属する他の任務、権限を行使する。

第 41 条 訴訟進行人が拒絶され又は変更される場合

- 以下の場合においては、訴訟進行人は、訴訟の進行を拒絶し又は変更されなければならない。
1. 同時に当事者、当事者の代理人、親戚である。
 2. 同一事件において、当事者の適法な権利利益の保護人、証人、鑑定人、通訳人の資格で既に参加した。
 3. 提訴された行政決定の発付に参加した又は行政行為に関連を有する。
 4. 提訴された行政決定又、政行為に対する、不服申立解決決定の発付に参加した。
 5. 公務員に対する懲戒免職決定の発付に参加した又は提訴された公務員に対する懲戒免職決定に対する不服申立解決決定の発付に参加した。
 6. 競争事件処理決定、提訴された競争事件処理決定に対する不服申立解決決定の発付に参加した。
 7. 提訴された国会代表選挙のための選挙人名簿の作成、人民評議会代表選挙のための選挙人名簿の作成に参加した。
 8. 任務を行う際に公平ではないであろうと認められる明確な根拠がある。

第 42 条 裁判官、人民参審員の変更

- 以下の場合においては、裁判官、人民参審員は、訴訟の進行を拒絶し又は変更されなければならない。
1. 本法第41条に規定する場合の1つに属する。
 2. 審理合議体の別の構成員と親戚である。
 3. 最高人民裁判所裁判官評議会又は省級裁判所の裁判官委員会の構成員であるため監督審、再審の手続に従って複数回なお同じ1つの事件の審理に参加できる場合を除き、それらの者が、当該事件の第一審、控訴審、監督審、再審の審理に参加した。
 4. 檢察官、裁判所書記官の資格でその事件の訴訟進行人であった。

第 43 条 檢察官の変更

- 以下の場合においては、検察官は、訴訟の進行を拒絶し又は変更されなければならない。
1. 本法第41条に規定する場合の1つに属する。
 2. 裁判官、人民参審員、検察官、裁判所書記官の資格でその事件の訴訟進行人であった。
 3. その事件の審理合議体の構成員のうち1人と親戚である。

第 44 条 裁判所書記官の変更

- 以下の場合においては、裁判所書記官は、訴訟の進行を拒絶し又は変更されなければならない。
1. 本法第41条に規定する場合の1つに属する。
 2. 裁判官、人民参審員、検察官、裁判所書記官の資格でその事件の訴訟進行人であった。

3. その事件のその他の訴訟進行人のうち1人と親戚である。

第45条 訴訟進行拒絶又は訴訟進行人変更の提案の手続

1. 公判期日開始前における訴訟進行の拒絶又は訴訟進行人の変更の提案は、その理由及び根拠を明らかにして、文書で行わなければならない。
2. 公判期日における訴訟進行の拒絶又は訴訟進行人の変更の提案は、公判期日調書に記載しなければならない。

第46条 訴訟進行人の変更決定

1. 公判期日開始前における裁判官、人民参審員、裁判所書記官の変更は、裁判所の長官が決定する。変更される裁判官が裁判所の長官であるときは、直近上級裁判所の長官が決定する。
公判期日開始前における検察官の変更は、同級の検察院の長官が決定する。変更される検察官が検察院の長官であるときは、直近上級検察院の長官が決定する。
2. 公判期日における裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察官の変更は、変更を要求された者の意見を聴いた後、審理合議体が決定する。審理合議体は、評議室において討論して、多数決に従って決定する。裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察官を変更しなければならない場合は、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。変更される者に代わる裁判官、人民参審員、裁判所書記官の指名は、裁判所の長官が決定する。変更される者が裁判所の長官であるときは、直近上級裁判所の長官が決定する。変更される検察官に代わる検察官の指名は、同級の検察院の長官が決定する。変更される検察官が検察院の長官であるときは、直近上級検察院の長官が決定する。
3. 公判期日を延期した日から7営業日の期限内に、裁判所の長官、検察院の長官は、変更すべき他の者を指名しなければならない。

第4章

訴訟参加人、訴訟参加人の権利及び義務

第47 訴訟参加人

行政訴訟参加人は、当事者、当事者の適法な代理人、当事者の適法な権利利益の保護人、証人、鑑定人、通訳人を含む。

第48条 当事者の行政訴訟法律能力及び行政訴訟行為能力

1. 行政訴訟法律能力とは、行政訴訟における法律の規定による権利義務を有する能力をいう。すべての個人、機関、組織は、その適法な権利利益の保護を裁判所に要求するに当たり、互いに等しく行政訴訟法律能力を有する。
2. 行政訴訟行為能力とは、行政訴訟において自己の権利義務を自分自身で行使し又は自己の代理人に行政訴訟に参加する権限を与える能力をいう。

3. 当事者が満18歳以上である場合は、完全な行政訴訟行為能力を有する。ただし、民事行為能力喪失者、法令が他に規定する者を除く。
4. 当事者が未成年者、民事行為能力喪失者である場合、当事者の行政訴訟における権利義務は、法定代理人を通じて実現する。
5. 当事者が機関、組織である場合、行政訴訟の権利義務は、法定代理人を通じて実現する。

第49条 当当事者の権利義務

1. 自己の適法な権利利益を証明し防御するために、資料、証拠を提出する。
2. 他の当事者が提供し又は裁判所が収集した資料、証拠を知り、読み、筆写し、複写し、見ることができる。
3. 証拠を保有し、管理している個人、機関、組織に対し、その証拠を裁判所に提出するため自己に提供するよう要求する。
4. 自分自身ではできない事件の証拠の検証、収集を裁判所に提案する。証人の召喚、鑑定、価格査定の徵求を裁判所に提案する
5. 緊急保全処分の適用、変更、取消しを裁判所に要求する。
6. 公判期日に参加する。
7. 裁判所に事件解決を時停止することを提案する。
8. 自己の代理として、弁護士又はその他の人に文書で訴訟参加を委任する。
9. 訴訟進行人、訴訟参加人の変更を要求する。
10. 関係する権利義務を有する者を訴訟に参加させるよう裁判所に提案する。
11. 裁判所の事件解決過程において対話をする。
12. 自己の各権利義務を実現するために適法な通知を受け取る。
13. 自己の適法な権利利益を自ら保護し又は他人に保護を依頼する。
14. 公判期日において論争する。
15. 裁判所の判決、決定に対し控訴、不服申立てをする。
16. 裁判所の法的効力を有する判決、決定について、権限のある者に対して、監督審、再審の手続に従って異議申立てをするよう提案する。
17. 裁判所の判決抄本、判決、決定を提供を受ける。
18. 裁判所の要求に従って、関連する資料、証拠を十分かつ適時に提出する。
19. 裁判所の召喚状に従って出頭しなければならず、事件解決を行っている時には裁判所の決定を履行する。
20. 裁判所を尊重し、公判期日の規則に厳粛に従う。
21. 法律の規定に従って、訴訟費用の予納金、手数料の予納金、訴訟費用、手数料をする。
22. 法的効力を有する裁判所の判決、決定を厳粛に履行する。
23. 法律が規定する他の権利義務

第50条 提訴人の権利義務

1. 本法第49条が規定する権利義務
2. 提訴要求の一部又は全部を取り下げる。提訴時効がまだ存している場合、提訴要求の内容を変更、補充する。

第 51 条 被提訴人の権利義務

1. 本法第 49 条が定める権利義務
2. 提訴されたことについて裁判所から通知を受ける。
3. 提訴された行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定、選挙人名簿を修正又は取り消す。訴願された行政行為の中止し、克服する。

第 52 条 関連する権利義務を有する者の権利義務

1. 関連する権利義務を有する者は独立した要求を行い、提訴人側又は被提訴人側について訴訟に参加することができる。
2. 関連する権利義務を有する者は、独立した請求を行う場合には、本法第 50 条に規定する提訴人の権利義務を有する。
3. 関連する権利義務を有する者は、提訴人側について訴訟に参加し又は権利のみを有する場合には、本法第 49 条に規定する提訴人の権利義務を有する。
4. 関連する権利義務を有する者は、被提訴人側について訴訟に参加し又は義務のみを有する場合には、本法第 51 条 1 項及び 2 項に規定する被提訴人の権利義務を有する。

第 53 条 行政訴訟の権利義務の継承

1. 個人である当事者が死亡したがその者の権利義務が承継されるときは、承継人が訴訟に参加できる。
2. 提訴人が機関、組織であり統合、合併、分離、分割、解体された場合は、その機関、組織の権利義務を継承する個人、機関又は組織が、その機関又は組織の訴訟上の権利義務を実現する。
3. 被提訴人が機関、組織において権限を有する者であり、その機関、組織が統合、合併、分離、分割、解体された場合は、その者の権利義務を受け継ぐ者が訴訟に参加する。
被提訴人が機関、組織において権限を有する者であり、その職名が存在しない場合は、その機関、組織の長が被提訴人の権利義務を実現する。
4. 被提訴人が機関、組織であり、統合、合併、分離、分割、解体された場合は、その機関、組織の権利義務を継承する機関、組織が、その機関、組織の訴訟上の権利義務を実現する。
被提訴人が機関、組織であり、既に解体され、その権利義務の継承者が存在しない場合は、上級の機関、組織が被提訴人の権利義務を実現する。
5. 訴訟上の権利義務の継承は、行政事件の解決過程のいかなる段階においても裁判所によって承認を受けることができる。

第 54 条 代理人

1. 行政訴訟の代理人は、法定代理人及び委任による代理人を含む。
2. 行政訴訟の法定代理人は、以下のいずれかの者であるが、法律の規定によって代理権が制限されている者を除く。
 - a) 未成年者である子の父親、母親
 - b) 被後見人の後見人
 - c) 法律の規定によって任命又は選任された機関、組織の長

- d) 世帯の長
- e) 合作社の長
- f) 法律に規定するその他の者
3. 行政訴訟の委任による代理人は満 18 歳以上で、民事行為能力を失わず、当事者又は当事者の法定代理人に文書による委任をされた者でなければならない。
4. 行政訴訟の法定代理人、委任による代理人は民法の規定に従って代理を終了する。
5. 行政訴訟の法定代理人は、自己が代理する当事者の行政訴訟の権利義務を実現する。
行政訴訟の委任による代理人は、権限を委任した者の行政訴訟の権利義務を実現する。権限の委任を受けた者は、第三者にさらに権限を委任することはできない。
6. 以下の者は代理人となることができない。
 - a) 代理される者と同一の事件の当事者であり、自己の適法な権利利益が、代理される者の権利利益と対立する場合
 - b) 他の当事者のために行政訴訟の法定代理人を務めており、その当事者の適法な権利利益が同一の事件の代理される者の適法な権利利益と対立する場合
7. 裁判所、検察院、監査機関、判決執行機関の役人、公務員、公安の公務員、仕官、下部仕官は、行政訴訟の代理人となることができない。ただし、その者の機関の代理人として又は法定代理人として行政訴訟に参加する場合を除く。

第 55 条 当事者の適法な権利利益の保護人

1. 当当事者の適法な権利利益の保護人とは、当事者の適法な権利利益を保護するため、訴訟に参加することを当事者に依頼され、裁判所が許可した者である。
2. 以下の者は、当事者の適法な権利利益の保護人として活動することを裁判所によって承認を受けることができる。
 - a) 弁護士法の規定に従って訴訟に参加する弁護士
 - b) 法律扶助法の規定による法律扶助官又は法律扶助の参加者
 - c) 完全な民事行為能力を有するベトナム公民であり、法律知識を有し、有罪判決を受けたことがない又は有罪判決を受けた後に前科を抹消された者で、医療施設又は教育施設に送致する行政処理措置の適用を受けておらず、裁判所、検察院、監査機関、判決執行機関の役人、公務員、公安の公務員、仕官、下級士官ではない者
3. 当当事者の適法な権利利益の保護人は、同一事件の複数名の当事者の適法な権利利益が互いに対立しない場合に、それらの当事者を保護することができる。複数の当事者の適法な権利利益の保護人は、事件の当事者 1 名の適法な権利利益を共同して保護することができる。
4. 当当事者の適法な権利利益の保護人は、以下の権利義務を有する。
 - a) 提訴時又は行政訴訟のいずれの段階でも、訴訟に参加する。
 - b) 当当事者の適法な権利利益を保護するため、証拠を検証、収集し、裁判所に提出し、事件記録を検討し、事件記録にある資料を記録し、複写する。

- c) 公判期日に参加し又は当事者の適法な権利利益を保護する文書を提出する。
- d) 本法の規定に従い、当事者に代わって訴訟進行人、他の訴訟参加人の変更を要求する。
- e) 公判期日において論争する。
- f) 裁判所の召喚状に従って出席しなければならない。
- g) 裁判所を尊重し、公判の規則に厳粛に従う。

第 56 条 証人

- 1. 事件の内容に関連する事情を知っている者は、裁判所に召喚され証人として訴訟に参加することができる。民事行為能力喪失者は、証人となることができない。
- 2. 証人は以下の各権利義務を有する。
 - a) 事件の解決に関連し、自己が入手したすべての情報、資料、物を提出する。
 - b) 事件の解決に関連して、自己が知っている事情を誠実に報告する。
 - c) 自己の報告について法律上の責任を負う。当事者又はその他の者に損害を与える虚偽の事実を報告したことによって生じた損害を賠償する。
 - d) 公開の公判期日で証言をしなければならない場合は、裁判所の召喚を受けて公判期日に出頭しなければならない。証人が正当な理由なく公判期日に出頭せず公判を妨げた場合は、審理合議体は、証人を公判期日に引致する決定を発することができる。
 - e) その権利義務の遂行を裁判所に対して誓約する。証人が未成年者である場合は除く。
 - f) 自己の証言が国家機密、商業秘密、企業秘密、個人秘密に関連する又は当該証言が自己の親戚である当事者に不利を与える場合は、報告を拒否することができる。
 - g) 裁判所に召喚されたとき又は証言をするときに仕事を休むことができる。
 - h) 法律の規定に従って旅費及び他の手当を享受する。
 - i) 訴訟に参加するときに、召喚した裁判所及び権限のある国家機関に対し、自己の生命、健康、名誉、威儀、財産及びその他の適法な権利利益を保護するよう要求する。
 - j) 訴訟進行機関、訴訟進行人の訴訟上の行為について不服を申し立てる。
- 3. 誤った報告をし、事実に反する資料を提出し、証言することを拒否し又は裁判所に召喚されたのに正当な理由なく出頭しなかった証人は、法律の規定に従って責任を負う。

第 57 条 鑑定人

- 1. 鑑定人とは、鑑定が必要な物の分野において法律の規定に従った必要な知識、経験を有する者で、問題となっている物の鑑定をするため、当事者間の合意に基づいて選任され又は複数の当事者の要求により裁判所に呼び出された者をいう。
- 2. 鑑定人は、以下の権利義務を有する。
 - a) 鑑定の対象に関する事件記録の資料を閲覧する。鑑定に必要な書類の提供を裁判所に要求する。
 - b) 鑑定の対象に関する問題について、訴訟参加人に尋問する。

- c) 裁判所の召喚状に従って出頭し、鑑定に関する問題に回答する。
- d) 必要な鑑定が自己の専門能力を超えていたり又は鑑定のために提供された資料が不適切又は使用不可能であるために、鑑定を行うことができない場合には、その旨を裁判所に文書で通知する。
- e) 受け取った資料を保存し、鑑定の結論結果又は鑑定不可能に関する通知とともにその資料を裁判所に返却する。
- f) 鑑定のために資料を任意に収集し、他の訴訟参加人に連絡を取ることが鑑定結果に影響を与える場合には、他の訴訟参加人に連絡を取ってはならない。鑑定人を召喚した裁判官を除き、鑑定中に知った秘密情報を公開し又は他の者に鑑定結果を知らせない。
- g) 独立して鑑定結論を提出する。誠実かつ根拠に基づいて鑑定の結論を出す。
- h) 法律の規定に従って旅費及び他の手当を享受する。
- i) 裁判所に対し自己の権利義務を遂行する旨の誓約をしなければならない。
- 3. 正当な理由なく鑑定の結論出すことを拒否し、虚偽の鑑定結果を出し又は裁判所から召喚されたのに正当な理由なく出頭しなかった鑑定人は、法律の規定に従って責任を負わなければならない。
- 4. 鑑定人は、以下の場合には鑑定を拒否し又は変更されなければならない。
 - a) 同時に当事者、当事者の代理人、親戚である。
 - b) 同一事件における当事者の適法な権利利益の保護人、証人、通訳人として訴訟に参加した。
 - c) 同一事件における鑑定すべき同一対象について鑑定をした。
 - d) 鑑定人が同じ事件の裁判官、人民参審員、検察官、書記官として訴訟を行った。
 - e) 任務を行う際に公平でないであろうと認められる明確な根拠がある。

第 58 条 通訳人

- 1. 通訳人とは、訴訟参加人がベトナム語を使用できない場合に、外国語をベトナム語に、及びその逆に通訳できる者をいう。通訳人は、当事者間で選任の合意がされた上で裁判所により承認される又は裁判所から通訳の要求を受ける。
- 2. 通訳人は、以下の権利義務を有する。
 - a) 裁判所の召喚状に従って出頭する。
 - b) 誠実に、客觀的に、正確に通訳する。
 - c) 訴訟進行人、訴訟参加人に通訳が必要な言葉を更に説明するよう提案する。
 - d) 他の訴訟参加人に連絡を取ることが通訳の信頼性、客觀性、正確性に影響を与える場合には、他の訴訟参加人に連絡を取ってはならない。
- 3. 法律の規定に従って旅費及び他の手当を享受する。
- 4. 裁判所に対し自己の権利義務を遂行する旨の誓約をする。
- 5. 故意に虚偽の通訳をし、又は裁判所から召喚されたときに正当な理由なく出頭しない通訳人は、法律の規定に従って責任を負わなければならない。
- 6. 通訳人は、以下の場合には鑑定を拒否し又は変更されなければならない。

- a) 同時に当事者、当事者の代理人、親戚である。
 - b) 同一事件における当事者の適法な権利利益の保護人、証人、鑑定人として訴訟に参加した。
 - c) 通訳人が同一事件の裁判官、人民参審員、検察官、書記官として訴訟を行った。
 - d) 任務を行う際に通訳人が公平でないであろうと認められる明確な根拠がある。
5. 本条の規定は、聴覚障害者のための手話の通訳人にも適用する。
- 聴覚障害者の代理人又は親族のみがその手話を理解する場合は、その代理人又は親族は、その聴覚障害者の通訳人を務めることについて裁判所から承認を受けることができる。

第 59 条 鑑定、通訳の拒絶又は鑑定人、通訳人の変更の提案の手続

1. 公判期日前における鑑定、通訳の拒絶又は鑑定人、通訳人の変更の提案は、文書で行い、拒絶又は変更についての理由を明記しなければならない。鑑定人、通訳人の変更は、裁判所の長官が決定する。
2. 公判期日前における鑑定、通訳の拒絶又は鑑定人、通訳人の変更の提案は、公判期日調書に記載されなければならない。鑑定人、通訳人の変更は、変更を要求されている者の意見を聴取した後、審理合議体が決定する。

第 5 章 緊急保全処分

第 60 条 緊急保全処分の適用を要求する権利

1. 事件の解決過程において、当事者、当事者の代理人は、回復不能の損害を回避し、又は判決の執行を保障するため、事件を解決している裁判所に対し、本法第 62 条に規定する緊急保全処分の 1 つ又は複数の適用をして、当事者の差し迫った要求を一時的に解決し、証拠を保護し、現状を保全するよう要求する権利を有する。
2. 直ちに証拠を保全し、起こり得る重大な結果を防ぐことが必要である緊急の場合に、個人・機関・組織は管轄裁判所に提訴状を提出すると同時に、本法第 62 条が定める緊急保全処分の適用する決定の発令を要求する申立書をその裁判所に対して提出する権利を有する。
3. 緊急保全処分を要求する者は担保措置を探る必要がない。

第 61 条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定権限

1. 公判期日前における緊急保全処分の適用、変更、取消しは、裁判官が検討し、決定する。
2. 公判期日前における緊急保全処分の適用、変更、取消しは、審理合議体が検討し、決定する。

第 62 条 緊急保全処分

1. 行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定の執行を一時的に停止する。
2. 行政行為の実行を一時的に止める。
3. 一定の行為の実現を禁止又は強制する。

第 63 条 行政決定、懲戒免職決定、競争事件解決決定の執行の一時停止

行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定の執行の一時停止は、その決定が違法であり、その決定の執行が克服しがたい重大な効果をもたらすと認められる根拠がある場合に適用される。

第 64 条 行政行為の実行の一時停止

行政行為の実行の一時停止は、その行為が違法であり、その行政行為を継続して実行することにより克服しがたい重大な効果をもたらすと認められる根拠がある場合に適用される。

第 65 条 一定行為の禁止又は強制

一定行為の禁止又は強制は、事件の解決過程において、当事者が、事件の解決又は裁判所に審理されている事件の関連する権利義務を有する者の適法な権利利益に影響を与える一定行為の一部を、為し又はしないと認められる根拠がある場合に適用する。

第 66 条 不適切な緊急保全処分の適用要求による責任

1. 裁判所に対して緊急保全処分を適用する決定の発令を要求した当事者は、自己の要求について法律上の責任を負わなければならず、損害を生じさせたことにおいて過失があるときは、賠償しなければならない。
2. 裁判所は、当事者の要求と違った緊急保全処分を適用し、緊急保全処分を適用された者又は第三者に損害を生じさせたときには、損害を賠償しなければならない。

第 67 条 緊急保全処分の適用手続

1. 裁判所に緊急保全処分の適用を要求する者は、管轄裁判所に申立書を提出しなければならない。その申立書は、緊急保全処分の適用の必要性を証明する証拠を付さなければならない。
 2. 緊急保全処分の適用を要求する申立書は以下の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 申立書を作成した年月日
 - b) 緊急保全処分の適用を要求している者の名前、住所
 - c) 緊急保全処分の適用を要求されている者の名前、住所
 - d) 提訴されている行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定又は行政行為の内容の要約
 - e) 緊急保全処分を適用しなければならない理由
 - f) 適用される必要のある緊急保全処分及び具体的な各要求
 3. 本法第 60 条第 1 項が定める緊急保全処分の適用の要求があった場合については、事件解決の担当裁判官が、検討し、解決しなければならない。裁判官は、申立書を受け取ってから 48 時間の期限内に、緊急保全処分を適用する決定を発しなければならない。要求を承認しない場合は、裁判官はその理由を明記し、申立人に文書で通知をする。
- 審理合議体が公判期日において緊急保全処分の適用を要求する申立書を受け取った場合は、審理

合議体は直ちに検討し緊急保全処分を適用する決定を発する。要求を承認しない場合は、裁判官はその理由を明示して、申立人に文書で通知をし、かつ公判期日調書に記載する。

- 本法第 60 条 2 項に定める緊急保全処分の適用の要求があった場合については、提訴状及び添付の証拠とともに申立書を受け取った後、裁判所の長官は直ちに申立書の受理、解決をする裁判官 1 名を指名する。申立書を受け取ってから 48 時間の期限内に、裁判官は検討し、緊急保全処分を適用する決定を発しなければならない。要求を承認しない場合は、裁判官はその理由を明記し、申立人に文書で通知しなければならない。

第 68 条 緊急保全処分の変更、取消し

当事者の要求に従い、裁判所は、検討の上、緊急保全処分の変更又は取消しを決定する。
緊急保全処分の変更又は取消手続は本法第 67 条の規定に従って行われる。

第 69 条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定の効力

- 緊急保全処分の適用、変更、取消決定は、直ちに執行力を有する。
- 裁判所は、直ちに緊急保全処分の適用、変更、取消決定を、当事者、同級の検察院及び民事判決執行機関に交付又は送付しなければならない。

第 70 条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定又は緊急保全処分の適用、変更、取消決定をしないことに対する不服申立て、建議

- 事件を解決している裁判所の長官に対し、緊急保全処分の適用、変更、取消決定又は裁判官が緊急保全処分の適用、変更、取消決定をしないことについて、当事者は不服申立てをする権利を有し、検察院は建議をする権利を有する。不服申立て、建議の期限は、緊急保全処分の適用、変更、取消決定又は緊急保全処分の適用、変更、取消決定をしないという通知を受け取った日から 3 営業日である。
- 公判期日において、審理合議体に対し、緊急保全処分の適用、変更、取消決定又は、緊急保全処分の適用、変更、取消決定をしないことについて、当事者は不服申立てをする権利を有し、検察院は建議をする権利を有する。

第 71 条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定又は緊急保全処分の適用、変更、取消決定をしないことに対する不服申立て、建議の解決

- 裁判所の長官は、本法第 70 条 1 項に規定する不服申立て及び建議を、不服申立て、建議を受け取った日から 3 営業日の期限内に検討し、解決しなければならない。
- 不服申立て、建議を解決する裁判所の長官の決定は最終決定であり、当事者、同級の検察院及び同級の民事判決執行機関に直ちに交付又は送付しなければならない。
- 公判期日における、不服申立て、建議の解決は、審理合議体の権限に属する。不服申立て、建議を解決する審理合議体の決定は最終決定である。

第 6 章 証明、証拠

第 72 条 行政訴訟における証拠提出、証明義務

- 提訴人は、その適法な権利利益を保護するため、行政決定又は懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立て解決決定の写し、不服申立て解決決定（ある場合）の写し及びその他の証拠を提出する義務を負う。証拠を提出できない場合はその理由を明示しなければならない。
- 被提訴人は裁判所に不服申立て解決記録（ある場合）及び行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立て解決決定を発した又は行政行為をした根拠となる文書、資料の写しを提出する義務を負う。
- 関連する権利義務を有する者はその適法な権利利益を保護するための証拠を提出する義務を負う。

第 73 条 証明不要な事情、出来事

- 以下の事情、出来事は証明する必要がない。
 - 明白で、誰もが知っており、裁判所が承認した事情、出来事
 - 裁判所の法的効力を有する判決、決定の中で確定された事情、出来事
 - 文書に記載され、かつ、適法に公証、実証された事情、出来事
- 一方の当事者が、相手当事者の提出した事情、出来事を承認する又は反対しない場合、事情、出来事を提出した当事者は証明を要しない。当事者に、訴訟に参加する代理人がいる場合は、代理人の承認、反対しないことは当事者の承認と見なす。

第 74 条 証拠

行政事件における証拠とは、裁判所が、当事者の要求、反対に根拠があるか否か、適法であるか否かを判断するための根拠として、当事者、その他の個人、機関、組織が裁判所に提出し又は裁判所が本法の規定する順序、手続に従って収集した事実を含むものだけではなく行政事件の適正な解決に必要なその他の事情をいう。

第 75 条 証拠源

証拠は以下の源から収集される。

- 可読、可聴及び可視の資料
- 物証
- 当事者の供述
- 証人の証言
- 鑑定の結論
- 現場鑑定の結果を記載した調書
- 財産の査定、査定審査の結果
- 法律に規定するその他の源

第 76 条 証拠の確定

- 可読資料は、原本又は適法に公証、実証された若しくは権限のある機関、組織に提供し、確認された写しであれば、証拠として見なされる。

2. 可聴、可視資料は、その資料の源を確認した資料又はその録音、録画に関連した出来事に関する文書とともに提出された場合に、証拠と見なされる。
3. 証拠となる物証は現物でかつ事件に関連しなければならない。
4. 当当事者の供述、証人の証言は本条第2項の定めに従って書面、録音テープ、録音ディスク、録画テープ、録画ディスクに記録された場合又は公判廷において口頭でなされた場合に証拠と見なす。
5. 鑑定の結論は、鑑定が法律の規定する手続に従って行われた場合に証拠と見なす。
6. 現場検証の結果を記録した調書は、検証が法律の規定する手続に従って行われ、検証の参加者が署名した場合に証拠と見なす。
7. 財産の査定結果、査定審査結果は、査定、査定審査が法律の規定する手続に従って行われ又は査定官によって法律の規定に従って提出された場合に証拠と見なす。

第77条 証拠提出

1. 裁判所による行政事件の解決過程において、当事者は、裁判所に証拠を提出する権利義務を有する。当事者は、証拠を提出せず又は十分な証拠を提出しない場合は、法令が別に定める場合を除き、証拠を提出しないこと又は十分な証拠を提出しないことの結果を引き受ける。
2. 当当事者による裁判所への証拠提出は、証拠提出受領調書に記載しなければならない。調書には、証拠の名称、形態、内容、特徴、複写数、頁数及び受領時刻を明記し、提出者の署名又は指印、受領者の署名及び裁判所の押印がなければならない。調書は2部作成し、1部は行政事件記録に綴り、1部は手持ち証拠を提出した当事者に交付する。
3. 裁判所に対して少数民族の言語、外国语による証拠を提出した当事者は、適法に公証、実証されたベトナム語の翻訳文を添付しなければならない。

第78条 証拠の確証、収集

1. 行政事件の記録中の証拠が、当該事件の解決のためにまだ十分な根拠にならないと認められる場合には、事件解決の担当裁判官は当事者に対して補充証拠の提出を要求する。
2. 当当事者が自分自身で証拠を収集できず、要求がある場合又は必要と認められる場合は、裁判所は、事件の事情を明確にするために、自ら又は委託して、証拠の確証、収集を行う。
3. 檢察院は、事件の解決過程において裁判所に対し、証拠の確証、収集を要求することができる。裁判所の判決、決定に対して異議を申し立てる場合、検察院は事件の処理過程において、自ら記録、資料、物証を収集することができる。
4. 証拠の確証、収集の手段は以下の通りである。
 - a) 当当事者の供述聴取
 - b) 証人の証言聴取
 - c) 対質
 - d) 現場での検討、検証
 - e) 鑑定意見要求
 - f) 財産の評価、査定の決定
 - g) 証拠収集の委託

- h) 個人、機関、組織に対する証拠提出の要求

第79条 当当事者の供述聴取

1. 裁判官は、当事者の陳述書が作成されていない場合又は陳述書の内容が不十分、不明確である場合に限って、当事者の供述を聴取する。当事者は、自ら陳述書を作成しそれに署名しなければならない。当事者が自ら陳述書を作成できない場合は、裁判官が供述を聴取する。当事者の供述聴取は、当事者が不十分、不明確に供述した事情のみに集中して行う。裁判官自身又は書記官が、調書に当事者の供述を記載する。裁判官は、裁判所の事務所内で当事者の供述を聴取し、必要な場合には裁判所の事務所外で、当事者の供述を聴取してもよい。
2. 当当事者の供述調書は、その当事者に閲覧させ又は読み聞かせ、かつ、当事者が署名又は指印しなければならない。当事者は、供述調書の修正及び補充を要求することができ、確認のために供述調書に署名又は指印する。調書には、供述を聴取した者、調書記録者が署名し、裁判所の捺印をする。調書の頁が別々になっている場合は、各頁に署名をし、割印を押さなければならない。当事者の供述調書が裁判所の事務所外で作成された場合は、証人がいる又は調書が作成された所在地の社級人民委員会、公安機関、機関、組織による確認がなければならない。当事者が字を書けない者である場合は、当事者が選択した証人が立会わなければならない。
3. 18歳未満の当事者、制限民事行為能力者の供述聴取は、その法定代理人又は管理、保護者の立会いの下で行われなければならない。

第80条 証人の証言聴取

1. 当当事者の要求がある場合又は必要と認められる場合には、裁判官は、証人の証言を聴取する。
2. 証人の証言聴取の手続は、本法第79条に規定する当事者の供述聴取と同様に行う。

第81条 対質

1. 当当事者の要求がある場合又は当事者若しくは証人の供述に矛盾があると認められる場合には、裁判官は、当事者間、当事者と証人間又は証人間ににおいて対質を行わせる。
2. 対質は、調書に記録し、対質の参加者が署名しなければならない。

第82条 現場検討、検証

1. 現場検討、検証は、現場検討、検証が必要な対象物の所在地の村級人民委員会又は機関、組織の代表が出席して、裁判官が行い、当事者が検討し、検証を知り、証見するために、事前に通知しなければならない。
2. 現場検討、検証は、調書に記録しなければならない。調書には、現場検討、検証の結果を明記し、現状を明確に描写し、検討、検証を行った者が署名し、当事者が出席した場合には当事者、検討、検証が必要な対象物の所在地の村級人民委員会又は機関、組織の代表及び検討、検証に参加を求められたその他の者が署名又は指印しなければなら

ない。調書の作成後、検討、検証を行った者は、検討、検証が必要な対象物の所在地の村級人民委員会又は機関、組織の代表に、確認のための署名及び捺印を要求しなければならない。

第83条 鑑定意見要求

1. 当事者の要求がある場合又は必要と認められる場合に、裁判官は、鑑定意見を求める決定を発することができる。鑑定意見を求める決定には、鑑定人の氏名、住所、鑑定を必要とする対象、鑑定を必要とする問題、鑑定人の結論を必要とする具体的な要求を明記しなければならない。
2. 鑑定意見を求める決定を受け取った鑑定人は、法律の規定に従って鑑定を実施しなければならない。
3. 鑑定の結論が不十分、不明確である、又は法律に違反すると認められる場合には、1名又は複数の当事者の要求により、裁判官は、補充鑑定又は再鑑定決定を発することができる。

前回の鑑定を行った者は再鑑定をすることはできない。

第84条 偽造であると告発された証拠の鑑定意見要求

1. 証拠が偽造であると告発された場合は、その証拠の提出者は、その証拠を取り下げる権利がある。取り下げない場合には、裁判所は、本法第83条の規定に従って、偽造であると告発された証拠について鑑定意見を求める決定をすることができる。
2. 証拠の偽造に犯罪の兆候がある場合には、裁判所は、刑事責任を検討するためにその証拠を権限のある捜査機関に送付する。
3. 偽造証拠を提出した者は、証拠の偽造により他の者に損害を生じさせた場合には、損害賠償をしなければならない。

第85条 財産査定、財産査定審査

1. 裁判所は、1名又は複数の当事者が要求する場合又は必要と認められる場合に財産査定、財産査定審査決定を発する。
2. 裁判所の決定に従って設立される査定評議会は、金融機関の代表者である議長及び関連専門機関の代表者である構成員から構成される。査定評議会は、その構成員全員が出席した時のみ査定を行う。必要な場合には、査定を受ける財産の所在地の村級人民委員会の代表に、査定への立会いを求める。当事者は、事前に査定の時間、場所の通知を受け、査定に参加し、意見を述べることができる。査定財産の価格決定権は、査定評議会にある。
3. 金融機関及び関連専門機関は、査定評議会に参加する職員を派遣し、彼らが任務を遂行するための条件を与える責任を負う。査定評議会の構成員に指名された者は、査定に全面的に参加しなければならない。
4. 査定は、調書に記録し、各構成員の意見及び参加した当事者の意見を明記しなければならない。査定評議会の決定は、構成員の過半数の投票が必要である。査定評議会の構成員、当事者及び立会人は、調書に署名する。
5. 最高人民法院は、裁判所が財産査定審査を決

定することの施行を指導する。

第86条 証拠収集の委託

1. 行政事件の解決過程において、裁判所は、別の裁判所又は本条第4項に規定する権限のある機関に対し、当事者、証人の供述の聴取、現場検証、財産査定又は証拠を収集し行政事件の事情を確証するその他の措置を取るよう委託決定を発することができる。
2. 委託決定には、提訴人、被提訴人の氏名、住所、証拠収集のための具体的な委託業務を明記しなければならない。
3. 委託決定を受けた裁判所は、当該決定を受け取ってから30日の期限内に具体的な任務を遂行し、委託決定を発した裁判所に結果を文書で通知する責任を負う。任務を実行できない場合には、委託決定の発した裁判所に対して文書で通知し、理由を明示しなければならない。
4. 証拠収集をベトナムの領土外で行わなければならない場合、裁判所は、権限のあるベトナム機関又は外国の権限機関を通じて、ベトナムとその国が構成員である国際条約に従って又はベトナム法律に違反せず、国際法及び国際慣習に適合する相互主義原則に従って、委託手続を実施する。

第87条 個人、機関、組織に対する証拠提出の要求

1. 当事者が、証拠収集のために必要な措置をとったにもかかわらず自分自身で証拠を収集できない場合には、行政事件の適切な解決を保障する目的で、証拠収集を行うよう裁判所に対して要求することができる。

裁判所に証拠収集を要求する当事者は、証明するべき問題、収集するべき証拠、自ら証拠を収集できない理由、収集が必要な証拠を管理、占有している個人、機関、組織の氏名、住所を明記した申立書を提出しなければならない。
2. 裁判所、検察院は、証拠を管理、占有している個人、機関、組織に、証拠を提出するよう要求することができる。

その証拠を管理、占有している個人、機関、組織は、要求を受け取った日から15日の期限内に、裁判所、検察院の要求に従って、充分に適時に証拠を、提出する責任を負う。裁判所、検察院の要求に従って充分に適時に証拠を提出しない場合は、違反の程度により法律の規定に従って処分される可能性がある。

第88条 証拠保存

1. 証拠が裁判所で提出されたとき、その証拠の保存は裁判所の責任である。
2. 証拠を裁判所で提出できない場合には、その証拠の保存は、証拠の占有者の責任である。
3. 保存のために証拠を第三者に交付することが必要な場合には、裁判官は決定を発し、保存のための第三者への証拠交付調書を作成する。保存を引き受けた者は、調書に署名しなければならず、証拠保存に対する報酬を受ける権利を有し、証拠保存の責任を負う。

第89条 証拠の評価

1. 証拠の評価は、客観的、全体的、十分かつ正確に行わなければならない。
2. 裁判所は、個々の証拠及び証拠間の関連性を評価し、個々の証拠の法的価値を確定しなければならない。

第 90 条 証拠の開示及び使用

1. 本条第2項に定める場合を除き、各証拠は、平等に公開し、使用しなければならない。
2. 裁判所は、国家機密、国民の醇風美俗、職業上の秘密、企業秘密又は当事者の正当な要求により個人の私生活の秘密に関連した証拠を公開しない。
3. 訴訟進行人及び手続参加人は、本条第2項の規定に従い公開しない場合に属する証拠について法律の規定に従い秘密を維持しなければならない。

第 91 条 証拠保全

1. 証拠が破壊されつつある、破壊される危険がある又は将来収集が困難になる場合には、当事者は、証拠を保全するために必要な措置の適用の決定を裁判所に提案する申立書を提出することができる。裁判所は、封印、保管、写真撮影、録音、ビデオ録画、修復、検査、調書作成及びその他の措置を含む1つ以上の措置の適用を決定する。
2. 証人が証拠を提出しないよう又は虚偽の証拠を提出するよう脅迫を受け、制圧され又は買収された場合に、裁判所は、証人を脅迫し、制圧し又は買収した者に、その行為を強制的に終了させる決定を発する権限を有する。脅迫、管理又は買収行為に犯罪の兆候が見られる場合は、裁判所は刑事责任について検討する権限のある捜査機関に送致する。

第 7 章 訴訟文書の発行、交付及び通知

第92条 訴訟文書の発行、交付又は通知の義務

裁判所、検察院、判決執行機関は、本法の規定に従って、訴訟文書当事者、訴訟の他の参加者及び関連する個人、機関、組織に対して、訴訟文書を発行、交付又は通知する義務を負う。

第93条 発行、交付又は通知すべき訴訟文書

1. 裁判所の判決、決定
2. 提訴状、控訴状、異議申立決定
3. 行政訴訟の通知書、召喚状、案内状
4. 訴訟費用の予納金、手数料の予納金、訴訟費用、手数料及び他の手数料の集金領収書
5. 法律が規定する発行、交付又は通知すべきその他の訴訟文書

第 94 条 訴訟文書の発行、交付又は通知を行う者

1. 訴訟文書の発行、交付又は通知は、以下の者が行う。
 - a) 訴訟文書の発行、交付又は通知する任務を課された訴訟進行人、訴訟文書発布機関の者
 - b) 訴訟手続の参加者が居住する場所の社級人民委員会又は裁判所、検察院、民事判決執行機関が要する場合は訴訟手続の参加者が就業する場所の

- 機関、組織
- c) 当事者、当事者の代理人又は本法に規定する場合の当事者の適法な権利利益の保護人
- d) 郵便配達人
- e) 法律が規定する別の者
- 2. 発行、交付又は通知の実施を義務付けられているのにその責任を適切に履行しなかった者は、その不履行の性質及び重大性に応じて懲戒処分を受け、行政処罰を受け又は刑事责任を追求される。損害を発生させた場合は、法律の規定に従ってその賠償をしなければならない。

第 95 条 訴訟文書の発行、交付又は通知方法

訴訟文書の発行、交付又は通知は、以下の方法で行わなければならない。

1. 発行、交付又は通知は、直接交付、郵送又は権限のある第三者を通じて行う。
2. 公示
3. マス・メディアで公表

第 96 条 訴訟文書の発行、交付又は通知の適式性

1. 本法に規定に従って行われた訴訟文書の発行、交付又は通知は、適式と見なす。
2. 訴訟文書の発行、交付又は通知をする義務を負う者は、本法の規定に従わなければならない。

第 97 条 訴訟文書の発行、交付又は通知の手続

訴訟文書の発行、交付又は通知を行う者は、関連する訴訟文書をその発行、交付又は通知する対象の者に直接手渡さなければならない。訴訟文書の発行、交付又は通知の対象者又はその代理人は、調書又は訴訟文書の受領簿に署名しなければならない。訴訟期限の起算日は、それらの者が訴訟文書の発行、交付又は通知を受けた日とする。

第 98 条 個人への直接発行、交付又は通知手続

1. 訴訟文書を発行、交付又は通知する対象の者が個人であるときは、訴訟文書は直接その者に交付しなければならない。
2. 発行、交付又は通知する対象の者が不在である場合には、訴訟文書は、完全な民事行為能力を有する同居の親族に対して、その認印を押させた上で手渡し、その者に自らの手で直ちに交付することを保証するようその親族に要求することができる。同居の親族が認印を押した日を発行、交付又は通知日と見なす。
3. 発行、交付又は通知する対象の者に、完全な民事行為能力を有する同居の親族がいない場合又は親族がその者の代わりに訴訟文書を受領することを引き受けなかった場合は、その訴訟文書は、その者の住民集団指導者、村長又は部落長（以下まとめて「住民集団指導者」という）又は訴訟文書の発行、交付又は通知する対象の者が居住する社級人民委員会又は公安機関に交付し、自らの手で直ちに発行、交付又は通知する対象の者に対して交付することを保証するようこれらの者に要求することができる。
3. 発行、交付又は通知が他の者を通して行われた場合は、発行者、交付者又は通知者は、交付又は通知する対象者の不在、訴訟文書を受け取った者、

理由、交付の日時、対象者と受領者の関係、及び前者に自らの手で直ちに交付するという後者の保証を明記した調書を作成しなければならない。調書には訴訟文書の手渡しを引き受けた者、発行、交付又は通知を行った者及び立会人が署名しなければならない。

4. 訴訟文書を発行し、交付し又は通知する対象の者が新しい住所に引っ越しした場合は、その新しい住所に基づいて発行、送付又は通知しなければならない。
5. 訴訟文書を発行し、交付し又は通知する対象の者が不在であり、その帰宅時又は所在地が分からぬ場合は、発行、交付又は通知を行う者は、発行、交付又は通知不能に関する記録を作成し、これに情報を提供した者が署名する。
6. 訴訟文書を発行、交付又は通知する対象の者が当該書類の受領を拒否した場合は、発行、交付又は通知を行う者はその理由を明記した記録を作成し、訴訟文書の受領の拒否に関して住民集団指導者、社級人民委員会又は公安機関の確認を受ける。

第99条 機関、組織への直接発行、交付又は通知手続

訴訟文書を発行、交付又は通知する対象の者が機関、組織である場合は、訴訟文書は、その機関、組織の法定代理人又はその受領の責任を負う者に直接交付されなければならない。訴訟文書を発行、交付又は通知する対象の機関、組織が、訴訟に参加する代理人又は訴訟文書を受領する代理人を有する場合は、その者がその訴訟文書の認印を押す。認印を押した日が発行、交付又は通知日となる。

第100条 公示手続

1. 訴訟文書の公示は、訴訟文書を発行、交付又は通知する対象の者の所在が分からぬ場合又は直接発行、交付若しくは通知ができない場合にのみ実施する。
2. 訴訟文書の公示は、裁判所が直接に又は裁判所の委任により、訴訟文書を発行、交付若しくは通知する対象の者の住所又は最後の住所の社級人民委員会、発行、交付若しくは通知する対象の者が組織の場合は、発行、交付若しくは通知する対象の者の事務所又は最後の事務所の社級人民委員会が、以下の手続に従って実施する。
 - a) 裁判所の事務所又は裁判所の委任を受けた社級人民委員会の事務所に訴訟文書の原本を掲示する。
 - b) 発行、交付又は通知する対象の者の住所又は最後の住所、発行、交付又は通知する対象の者が組織である場合は、発行、交付若しくは通知する対象の者の事務所又は最後の事務所に謄本を掲示する。
 - c) 掲示の年月日を明記した公示手続に関する調書を作成する。
3. 訴訟文書の公示期間は、掲示日から 15 日間である。

第101条 マス・メディアの方法による通知手続

1. マス・メディアの方法による通知は、法律が規定がある場合又は公示により訴訟文書を発行、交

付又は通知する対象の者が、発行、交付又は通知される必要のある書類に関する情報を得ることが保障されないと確定する根拠がある場合にのみ実施される。

2. マス・メディアの方法による通知は、当事者が要求した場合に実施することができる。マス・メディアの方法による通知費用は、通知要求をした当事者が負担しなければならない。
3. マス・メディアの方法による通知は、中央の日刊紙に 3 回連続して掲載し、かつ中央のラジオ局又はテレビ局で 3 日間連続して 3 回放送する。

第102条 訴訟文書の発行、交付又は通知の結果通知

訴訟文書を発行、交付又は通知する者が、訴訟進行者、訴訟文書発行機関又はその職員でない場合は、当該者は、訴訟文書の発行、交付又は通知の結果を裁判所又は訴訟文書の公布機関に通知しなければならない。

第8章 事件の提訴、受理

第103条 行政事件の提訴権

1. 個人、機関、組織は、行政決定、行政行為、懲戒免職決定に対して、決定又は行為に同意しない場合又は不服申立ての解決権限を有する者に対し不服申立てをしたが、不服申立てに関する法の規定による解決期限が終わっても不服申立てが解決されない場合若しくは解決されたがその不服申立てが解決決定に同意しない場合に、行政事件を提訴する権利がある。
2. 個人、組織は、競争事件処理決定に対する不服申立て解決決定に対して、その決定に同意しない場合に、行政事件を提訴する権利がある。
3. 個人、機関、組織は、国会代表、人民評議会代表の選挙人名簿に対して、不服申立ての解決権限のある機関に対して、不服申立てをしたが、不服申立てに関する法の規定による解決期限が終わっても不服申立てが解決されない場合又はその機関の不服申立て解決の方法について同意しない場合は、行政事件を提訴することができる。

第104条 提訴時効

1. 提訴時効とは、個人、機関、組織が、侵害された適法な権利利益を保護すべく行政事件を解決するよう裁判所に要求するための提訴権を享受する期限である。その期限が終了したときは提訴権を失う。
2. 各々の場合における提訴時効は次のとおりである。
 - a) 行政決定、行政行為、懲戒免職決定を受領した又は知った日から 1 年とする。
 - b) 行政事件処理決定の不服申立て解決決定を受領した日から 30 日とする。
 - c) 選挙人名簿作成機関から不服申立ての解決通知書を受領した日から、又は不服申立て及び告発に関する法の規定による解決期限が終わっても、選挙日までに選挙人名簿作成機関から不服申立ての解

- 決結果の通知をされない場合はその期限から、選挙日の 5 日前までとする。
3. 提訴人は、不可抗力又は客観的な障害によって本条第 2 項 a 及び b 号に定める期間内に提訴できない場合は、不可抗力又は客観的な障害が存在する期間は提訴時効に計算しない。
 4. 期限、時効の確定方法に関する民法の規定は行政訴訟においても適用する。
 5. 最高人民裁判所は、本条の規定の施行を指導する。

第 105 条 提訴状

1. 提訴状は、以下の主要な内容を含まなければならぬ。
 - a) 作成年月日
 - b) 行政事件を解決するよう要求される裁判所
 - c) 提訴人及び被提訴人の名、住所
 - d) 行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定、選挙人名簿の不服申立解決決定の内容又は行政行為の経過の要約
 - e) 不服申立解決決定の内容（ある場合）
 - f) 裁判所の解決を提案する要求
 - g) 不服申立てを解決する権限者に対する不服申立てを同時に行わない旨の保証
2. 提訴人が個人であるときは、署名又は指印しなければならない。提訴人が機関、組織であるときは、その機関、組織の法定代表人が提訴状末尾に署名及び押印しなければならない。未成年者又は民事行為能力喪失者の適法な権利利益を保護するために提訴するときは、その提訴状には、これらの者の法定代表人、が署名又は指印する。提訴状には、提訴人の要求に理由がありかつ適法であることを証明する各資料を添付しなければならない。

第 106 条 裁判所への提訴状の提出

1. 事件を提起する者は、以下の方法で訴状、添付書類、証拠を事件解決の管轄裁判所に送付する。
 - a) 裁判所に直接提出
 - b) 郵送による提出
2. 訴えの提起日は、提訴状が裁判所に提出された日又は送付した場所の郵便局の消印日である。

第 107 条 提訴状の受領と検討

1. 裁判所は、当事者が直接又は郵送で提出した提訴状を受領し、それを訴状登録簿に記録し、当事者に対して提訴状を受領したことを確認する証明書を発行しなければならない。
2. 提訴状を受領した日から 5 営業日の期限内に、裁判所の長官は 1 名の裁判官に提訴状の検討を割り当てなければならない。
3. 割り当てられた日から 5 営業日の期限以内に、裁判官は、以下の手続の 1 つを行うために、提訴状及び添付資料を検討しなければならない。
 - a) 事件が裁判所の管轄に属する場合は、事件を受理する手続を進める。
 - b) 事件が他の裁判所の管轄に属する場合は、提訴状を管轄裁判所に送付し、その旨を提訴人に通知する。

- c) 本法 109 条 1 項の規定する事由にあたる場合は、提訴人に提訴状を返却する。

第 108 条 提訴状の修正、補充要求

1. 裁判所は、提訴状が本法第 105 条 1 項に規定する内容を十分に含んでいない場合、裁判所は、提訴人に対し、10 営業日の期限内で修正、補充するように通知する。この期限は、提訴人が裁判所の通知を受け取った日から計算する。
2. 提訴人が第 105 条 1 項の規定に正しく従って提訴状を修正し、補充したときは、裁判所は事件の受理を継続する。提訴人が裁判所の要求に従って提訴状を補正し、補充しなかったときは、裁判所は、提訴状及び添付書類を提訴人に返却する。

第 109 条 提訴状の返却

1. 以下の場合において、裁判所は提訴状を返却する。
 - a) 提訴人が提訴権を有しない。
 - b) 提訴人が十分な行政訴訟行為能力を有しない。
 - c) 提訴時効が終わっているが正当な理由がない。
 - d) 行政事件を提訴する条件が十分でない。
 - e) 事件が裁判所の法的効力を有した判決又は決定によって既に解決されている。
 - f) 事件が裁判所の解決管轄に属しない。
 - g) 提訴人が、本法第 31 条に定める場合において、提訴人が不服申立解決手続に従って事件の解決を選択した。
 - h) 提訴状が本法第 105 条に定める内容を十分に備えておらず、提訴人が本法第 108 条の規定に従って修正、補充をしなかった。
- i) 本法第 111 条第 1 項に規定する通知の期限が過ぎたにもかかわらず、提訴人が裁判所に対して、訴訟費用領収書を提出しなかった。ただし、正当な理由がある場合は除く。
2. 提訴状及び添付資料を返却するときは、裁判所は提訴状を返却する理由を明記した文書を添付しなければならない。提訴状の返却書を直ちに同級の検察院に送付しなければならない。

第 110 条 提訴状の返却に対する不服申立て、建議及び不服申立て、建議の解決

1. 提訴状の返却書を受け取った日から 7 営業日の期限内に、提訴状を返却した裁判所の長官に対し、提訴人は不服申立てをする権利があり、検察院は建議をする権利がある。
2. 提訴状の返却についての不服申立て、建議を受領した日から 3 営業日の期限内に、裁判所の長官は、以下の各決定のうち 1 つを発しなければならない。
 - a) 提訴状の返却を維持し、当事者及び同級の検察院に通知する。
 - b) 事件の受理を進めるため、提訴状及び添付資料を再度受領する。
3. 裁判所の長官の不服申立解決決定に同意しない場合は、不服申立解決決定を受領したときから 10 営業日の期限内に、直近上級裁判所の長官に対して、提訴人は不服申立てをする権利があり、同級の検察院は建議する権利がある。不服申立て又は建議を受領した日から 7 営業日の期限内に、直近

上級裁判所の長官は、解決しなければならない。直近上級裁判所の長官の決定は最終の解決決定である。

第 111 条 事件受理

1. 提訴状、添付資料を受領した後、提訴状を検討する担当裁判官は、行政事件が自己の管轄に属すると認めるときは、提訴人に対して、訴訟費用の予納金を納付するよう通知する。提訴人が訴訟費用の予納金の納付を免除されている又は訴訟費用の予納金の納付の必要がない場合は、提訴人に事件を受理することを通知する。予納金を納付するよう通知を受けた日から 10 営業日の期限内に、提訴人は、訴訟費用の予納金を納付しなければならない。
2. 提訴人が訴訟費用の予納金を納付した領収書を提出した日に、裁判所は事件を受理する。提訴人が訴訟費用の予納金の納付を免除されている又は訴訟費用の予納金の納付の必要がないは、事件を受理日は、裁判官が提訴人に対して受理したことを見た日である。

第 112 条 事件を解決する裁判官の割当て

1. 事件を受理した日から 3 営業日の期限内に、裁判所の長官は、提訴状及び事件受理の検討を行った裁判官を、事件解決をする裁判官として割り当てる。提訴状及び事件受理の検討を行った裁判官が事件解決を継続できない又は訴訟進行を拒否すべき若しくは変更されるべき場合に属する場合は、裁判所の長官は、事件の解決を別の裁判官に割り当てる。
- 事件が複雑で、解決が延長される可能性のある場合は、裁判所の長官は、連続審理を保障するために補充裁判官を割り当てる。
2. 事件の解決過程において、担当裁判官が任務を継続できない場合は、裁判所の長官は、任務を継続する別の裁判官を割り当てる。裁判が補充裁判官なく進行した場合は、事件は最初から再審理しなければならない。

第 113 条 事件記録を作成する際の裁判官の任務、権限

1. 事件の受理を通知する。
2. 当事者に資料、証拠を裁判所に提出するよう要求する。
3. 本法の規定に従って証拠を確認し、収集する。

第 114 条 事件受理の通知

1. 事件を受理した日から 5 営業日の期限内に、裁判所は、文書により、被提訴人、事件の解決に関連する権利義務を有する者及び同級の検察院に対し、裁判所が事件を受理したことを通知しなければならない。
2. 通知文書は、以下の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 通知文書の作成年月日
 - b) 事件を受理した裁判所の名、住所
 - c) 提訴人、被提訴人の名、住所
 - d) 提訴人が裁判所に解決を要求する具体的な問題
 - e) 提訴人が提訴状に添付して提出した資料の目録

- f) 通知を受けた者が、提訴人の要求に対する文書による意見及び添付資料、証拠（ある場合）を裁判所に提出しなければならない期限
- g) 通知を受けた者が提訴人の要求に対する自己の意見を記載した文書を裁判所に提出しないことによる法律的な結果

第 115 条 通知を受けた者の権利義務

1. 通知を受領した日から 15 日の期限内に、被提訴人、関連する権利義務を有する者は、提訴人の要求に対する意見を記載した書面及び添付資料、証拠、（ある場合）を裁判所に提出しなければならない。
- 期限延長が必要な場合は、通知を受けた者は、理由を明示して、裁判所に対して延長申請書を送付しなければならない。延長申請に根拠があるときは、裁判所は期限を 1 回延長するが、10 日を超えてはならない。
2. 被提訴人、関連する権利義務を有する者が通知を受けたにもかかわらず、本条第 1 項に規定する期限内に文書による意見を提出せず、正当な理由がないときは、裁判所は本条の規定に従って事件の解決を継続する。
 3. 被提訴人、関連する権利義務を有する者は、提訴状及び添付資料、証拠を知る、読む、見る、書き、複写ができるよう裁判所に要求することができる。
 4. 通知を受けた日から 10 日の期限内に、検察院は、事件解決に参加する検察官、補充検察官（ある場合）を指名し、裁判所に対し通知する。

第 116 条 関連する権利義務を有する者の独立した要求をする権利

1. 関連する権利義務を有する者が提訴人側又は被提訴人側について訴訟に参加しない場合は、以下の条件があるときに、その者は独立した要求をする権利がある。
 - a) 事件の解決が、その者の権利義務に関連している。
 - b) その者の独立した要求が、解決中の事件に関連している。
 - c) その者の独立した要求が同一事件で解決されることにより、事件がより正確かつ迅速に解決される。
2. 独立した要求の手続は提訴人の提訴手続に関する本法の規定に従う。

第 9 章 公判準備

第 117 条 公判準備期限

1. 公判準備期限は以下のとおりである。
 - a) 本法第 104 条第 2 項 a 号に定める場合に関する事件の受理の日から 4 か月
 - b) 本法第 104 条第 2 項 b 号に定める場合に関する事件の受理の日から 2 か月
 - c) 複雑な事件又は客観的障害がある事件には、裁判所の長官は公判準備期間を 1 回延長する決定をすることができるが、本条第 1 項 a 号の場合には

- 2か月を超えてはならず、本条第1項b号の場合には1か月を超えてはならない。
2. 本条第1項に定める公判準備期間内に、公判期日の裁判長となる担当裁判官は、以下の各決定のうち1つを発しなければならない。
 - a) 事件を公判に付する。
 - b) 事件の解決を一時停止する。
 - c) 事件の解決を停止する。
 3. 事件を公判に付する決定をした日から20日の期限内に、裁判所は公判期日を開かなければならぬ。正当な理由がある場合は、その期限を伸長してもよいが、30日を超えてはならない。

第118条 行政事件解決の一時停止

1. 以下の各場合において、裁判所は、行政事件の解決を一時停止する決定をする。
 - a) 当事者である個人が死亡し、機関、組織が解体したが、訴訟上の権利義務を継承すべき個人、機関、組織がまだない。
 - b) 民事行為能力喪失者が当事者であって法定代理人がまだ確定していない。
 - c) 当事者の欠席の下で審理できる場合を除き、公判準備期限が終わったが当事者のうち1人が正当な理由により出席できない。
 - d) 他の機関又は他の関連する事件の解決結果を待つ必要がある。
2. 裁判所は、一時停止する理由がなくなったときは、行政事件の解決を継続する。
3. 行政事件の解決を一時停止する決定は、控訴審手続に従って控訴、異議申立てされる。

第119条 行政事件解決の一時停止の結果

1. 裁判所は、受理簿から一時停止した行政事件名を抹消してはならず、その行政事件の解決を一時停止する決定の番号及び年月日のみを受理簿に記載する。
2. 当事者が納付した訴訟費用及び手数料の予納金は、国庫に預託し、裁判所が行政事件の解決を継続したときに処理する。

第120条 行政事件解決の停止

1. 以下の各場合において、裁判所は、行政事件解決の停止を決定する。
 - a) 個人である提訴人が死亡したが、その者の権利義務が承継できない。機関、組織が解体したが、訴訟上の権利義務を承継すべき個人、機関、組織がない。
 - b) 提訴人が提訴状を取り下げ、裁判所に承認された。
 - c) 提訴人が適式に2回目まで召喚されたがなお欠席した。
 - d) 被提訴人が行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定を取り消し、又は提訴された行政行為を中止し、提訴人が訴状の取下げに同意し、関連する権利義務を有する者が独立した要求の取下げに同意した。
 - e) 本法第109条第1項に規定する場合であるのに裁判所が受理した。

2. 裁判所は、行政事件の解決を停止する決定を発したときに、要求がある場合には当事者に対して提訴状、資料、証拠を返却する。
3. 行政事件の解決を停止する決定は、控訴審手続に従って控訴、異議申立てされる。

第121条 行政事件解決の停止の結果

1. 裁判所が行政事件の解決を停止する決定を発したとき、その行政事件に続く事件の提訴が、提訴人、被提訴人及び紛争のある法律関係において違ひがない場合に、当事者は、その行政事件の再解決を裁判所に要求する提訴権を有しない。ただし、本法第109条1項b号、d号、g号、第120条1項b号、c号に規定する場合及び法律に別の規定がある場合を除く。
2. 当事者が予納した訴訟費用、手数料の予納金は裁判所の訴訟費用、手数料に関する法律の規定に従って処理される。

第122条 行政事件解決の一時停止、停止決定を発する権限

1. 行政事件の解決の担当裁判官は、その行政事件の解決を一時停止し又は停止する決定を発することができる。
2. 本条第1項に規定する決定を発した日から5営業日の期限内に、裁判所はその決定を当事者及び同級の検察院に送付しなければならない。

第123条 事件を公判に付する決定

1. 事件を公判に付する決定は、以下の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 公判期日を開く年月日、地点
 - b) 審理が公開とされるか非公開とされるか
 - c) 訴訟参加人の氏名、住所
 - d) 提訴の内容
 - e) 裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察官、補充の裁判官、人民参審員、検察官（ある場合）の氏名
2. 事件を公判に付する決定は、決定を発した後直ちに各当事者及び同級の検察院に送付されなければならない。

第124条 事件記録の研究のための検察院への送付

裁判所は、事件を公判に付する決定の送付とともに、事件記録を同級の検察院に研究のために送付しなければならない。事件記録を受領した日から15日の期限内に、検察院は、事件記録を裁判所に返却しなければならない。

第10章 第一審の公判期日

第125条 第一審公判期日に対する一般的要求

第一審公判期日は、事件を公判に付する決定に記載したとおりの又は公判期日を延期しなければならない場合には、公判期日を再開する通知に記載したとおりの時間、場所で行わなければならない。

第126条 直接、口頭及び継続的審理

1. 裁判所は、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者、適法な代理人、当事者の適法な権利利益の保護人及びその他の訴訟参加人に、尋問し、その陳述を聴取することにより、事件の事情を直接確定し、収集した資料、証拠を検討し、検査し、検察官の意見発表を聽かなければならない。判決は、尋問、論争の結果及び、公判期日において検討、検査された証拠にのみ基づく。
 2. 審理は、口頭でかつ休憩時間を除いて継続的に行わなければならない。審理合議体の構成員は、公判期日の最初から最後まで審理しなければならない。
- 特別な場合には、審理を一時停止することができるが、5営業日を超えてはならない。一時停止期限が終わったら、事件の審理は継続される。
3. 最高人民裁判所は、本条の規定の施行を指導する。

第 127 条 公判期日の規則

1. 16歳未満の者は、公判期日に参加するよう裁判所から召喚された場合を除き、法廷に入室することができない。
- 法廷にいる者は全員、審理合議体が入室した時に起立し、審理合議体に敬意を払い、秩序を守り、公判期日の裁判長の指示に厳正に従わなければならぬ。
- 審理合議体が許可した者のみが尋問し、回答し又は発言することができる。尋問し、回答し又は発言する者は、健康上の理由から座ったまま質問し、回答し又は発言することを公判期日の裁判長が許可する場合を除き、起立しなければならない。
2. 最高人民裁判所は、本条第1項の規定及び法律のその他の規定に基づいて公判期日の規則を發布する。

第 128 条 第一審審理合議体の構成

1. 第一審の審理合議体は、1名の裁判官及び2名の人民参審員を含む。特別な場合には、第一審の審理合議体は、2名の裁判官及び3名の人民参審員を含むことができる。
2. 最高人民裁判所は本条の規定の施行を指導する。

第 129 条 審理合議体構成員及び裁判書記官の出席

1. 公判期日は、審理合議体構成員及び裁判書記官の全員が出席する場合にのみ行われる。
2. 裁判官、人民参審員が欠席している又は事件の審理への参加を継続できないが、補充の裁判官、人民参審員が公判期日の最初から参加した場合は、この者は、事件の審理に参加するために、欠席した審理合議体構成員と交代して事件の審理に参加することができる。
3. 本条第2項に規定する審理合議体構成員を交代する補充の裁判官、人民参審員がいない場合は、公判期日を延期しなければならない。
4. 裁判書記官が欠席している又は公判期日への参加を継続できず、交代する者がいない場合は、公判期日を延期しなければならない。

第 130 条 檢察官の出席

1. 同級の検察院の長官によって割り当てられた檢

察官は公判期日に参加する任務を負い、欠席する場合は、本条2項に規定する場合を除き、審理合議体は公判期日を延期する決定をし、同級の検察院の長官に通知する。

2. 檢察官が欠席している又は公判期日への参加を継続できないが、補充の検察官が最初から公判期日に参加した場合は、この者は、欠席した検察官と交代して事件を審理する公判期日に参加することができる。

第 131 条 当事者、当事者の代理人、適法な権利利益の保護人の出席

1. 裁判所に1回目に適式な召喚を受けた当事者又はその代理人、当事者の適法な権利利益の保護人は出席しなければならない。欠席する者がいる場合は、審理合議体は公判期日を延期する。ただし、欠席者が欠席審理の提案状を提出している場合はその限りではない。
- 裁判所は当事者、代理人、当事者の適法な権利利益の保護人に対して公判期日の延期を通知する。
2. 裁判所に2回目に適法な召喚を受けた当事者又はその代理人、当事者の適法な権利利益の保護人は出席しなければならない。不可抗力の事由によらずに欠席した場合は、以下のように処理する。
 - a) 提訴人、法定代理人であって、公判期日に参加する代理人がない場合は、提訴の放棄と見なし、裁判所は、その者の提訴要求についての事件解決を停止する決定を発す。ただし、欠席者が欠席審理の提案状を提出している場合は除く。提訴人は、提訴時効がまだ存している限り、再度の提訴権を有する。
 - b) 被提訴人、関連する権利義務を有する者で独立の要求を行わない者であって、公判期日に参加する代理人がない場合は、裁判所は、それらの者の欠席の下で審理を進行する。
 - c) 関連する権利義務を有する者で独立の要求を行ったが、公判期日に参加する代理人がない場合は、独立の要求の放棄と見なし、裁判所は、その者の独立の要求に対する事件解決を停止する決定を発す。ただし、欠席者が欠席審理の提案状を提出している場合は除く。独立の要求をした関連する権利義務を有する者は、提訴時効がまだ存している限り、その独立の要求について再度の提訴権を有する。
 - d) 当事者の適法な権利利益の保護人が欠席する場合は、裁判所はその欠席の下で審理を継続する。

第 132 条 公判期日に欠席当事者がいる場合の審理

以下の各場合においては、裁判所は、事件の審理をなお進行する。

1. 公判期日を欠席した提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者が、欠席の下で審理を行うよう裁判所に提案状を提出している。
2. 提訴人、被提訴人又は関連する権利義務を有する者が公判期日に決定したが、公判期日に参加する代理人がいる。
3. 本条第131条2項b号及びd号に規定する場合。

第 133 条 証人の出席

1. 証人は、事件の各事情を明らかにするため、裁判所の召喚状に従って公判期日に参加する義務を負う。証人が欠席したが、その前に裁判所に対し

- て直接供述をしていた又は裁判所に対して供述を送付していた場合は、裁判長は、その供述を公表する。
2. 証人が欠席した場合は、審理合議体は、公判期日の延期を決定し又は審理をなお進行する。正当な理由なくして証人が公判期日に欠席し、かつ、その者の欠席により審理に障害を生じさせる場合は、審理合議体の決定に従って公判期日に引致することができる。

第 134 条 鑑定人の出席

1. 鑑定人は、鑑定及び鑑定の結論に関する問題を明らかにするため、裁判所の召喚状に従って公判期日に参加する義務を負う。
2. 鑑定人が欠席した場合は、審理合議体は、公判期日の延期を決定し又は審理をなお進行する。

第 135 条 通訳人の出席

1. 通訳人は、裁判所の召喚状に従って公判期日に参加する義務を負う。
2. 通訳人が欠席し、交代する他の者がいない場合は、審理合議体は、公判期日の延期を決定する。

第 136 条 公判期日の延期

1. 以下の各場合において、審理合議体は、公判期日を延期する。
 - a) 本法第 129 条第 3 項及び第 4 項、第 130 条 1 項、第 131 条 1 項、第 135 条 2 項の規定する場合。
 - b) 審理合議体の構成員、検察官、裁判所書記官、通訳人が変更されたが、直ちに交代する者がいない場合。
 - c) 鑑定人が変更された場合。
 - d) 補充の資料、証拠を確認し、収集しなければならないが、公判期日において直ちには実現できない場合。
2. 本法第 133 条第 2 項及び第 134 条第 2 項において公判期日が延期される場合。

第 137 条 公判期日延期の期間、決定、権限

1. 第一審公判期日の延期期間は、公判期日延期決定を発した日から 30 日を超えない。
2. 公判期日延期決定には、以下の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 決定発付の年月日
 - b) 裁判所名及び訴訟進行人の氏名
 - c) 公判に付された事件
 - d) 公判期日延期の理由
 - e) 公判期日再開の時間、場所
3. 公判期日延期決定は、審理合議体を代表して公判期日の裁判長が署名する。公判期日の裁判長が欠席した場合は、裁判所の長官が公判期日延期決定を発する。公判期日延期決定は、直ちに訴訟参加人に通知する。欠席者に対しは、直ちに決定を送付し、同時に同級の検察院にも送付する。
4. 裁判所が公判期日延期決定に記載した時間、場所で正しく公判期日を再開できない場合は、裁判所は、直ちに同級の検察院及び訴訟参加人に公判期日の再開時間、場所を通知しなければならない。

第 138 条 公判期日における裁判所の判決、決定の発付手続

1. 判決は、評議室において審理合議体により討論、承認されなければならない。
2. 訴訟進行人、鑑定人、通訳人の変更、事件の移送、事件解決の一時停止又は停止、公判期日延期の決定は、評議室において討論し、承認されなければならない。文書にしなければならない。
3. 他の問題に関する決定は、法廷において審理合議体により討論され、承認される。文書にする必要はないが、公判期日調書に記載しなければならない。

第 139 条 公判期日における事件解決の一時停止、停止

1. 公判期日において、本法第 188 条第 1 項に規定する場合の 1 つがあるときは、審理合議体は、事件の解決を一時停止する決定を発する。
2. 本法第 120 条 1 項に規定する各場合の 1 つがあるときは、事件の解決を停止する決定を発する。
3. 当事者が新しい行政決定を提出し、その行政決定が提訴された決定に関連して、事件を審理している第一審裁判所の管轄権に属しない場合は、審理合議体は事件の審理を停止し、管轄権のある裁判所に事件記録を移送する。

第 140 条 公判期日調書

1. 公判期日調書には、以下の内容が完全に記載されなければならない。
 - a) 本法第 123 条第 1 項に定める内容
 - b) 公判期日における最初から最後までのすべての経過
 - c) 公判期日における尋問、回答及び発言
 - d) 本法の規定に従って、公判期日調書に記載しなければならないその他の内容
2. 公判期日調書への記載の他、裁判所は、公判期日の経過について録音、録画をすることができる。
3. 公判期日終了後、審理合議体は調書を検査しなければならない。公判期日の裁判長と裁判所書記官は、調書に署名しなければならない。
4. 検察官及び訴訟参加人には、公判期日の調書を閲覧し、調書の修正、補充を求め、確認のため署名する権利を有する。

第 141 条 公判期日開始の準備

- 公判期日開始前に、裁判所書記官は、以下の事務をしなければならない。
1. 公判期日の規則を周知する。
 2. 裁判所の召喚状に従って公判期日に参加する者の出欠を検査し、確定する。欠席者がいる場合は、その理由を明らかにしなければならない。
 3. 法廷の秩序を維持する。
 4. 法廷にいる者全員に対し、審理合議体が法廷に入るときに起立することを要求する。

第 142 条 公判期日の開始

1. 公判期日の裁判長は、公判期日を開始し、事件を公判に付する決定を読む。

2. 裁判所書記官は、審理合議体に裁判所の召喚状に従って公判期日に参加する者の出欠及び欠席の理由を報告する。
3. 公判期日の裁判長は、裁判所の召喚状に従って、公判期日に参加する者の出欠を再検査し、当事者の身分証を検査する。
4. 公判期日の裁判長は、当事者及び他の訴訟参加人の権利義務を周知する。
5. 公判期日の裁判長は、訴訟進行人、鑑定人、通訳人を紹介する。
6. 公判期日の裁判長は、訴訟進行人、鑑定人、通訳人の変更を要求する権利を有する者に対し、誰かの変更を要求するかどうか及び要求する理由を確認するために、その旨の尋問をする。

第143条 訴訟進行人、鑑定人、通訳人の変更要求の解決

公判期日において訴訟進行人、鑑定人、通訳人の変更を要求する者がいる場合は、審理合議体は、本法の規定に従って、要求を承認するか承認しないかを検討し、決定しなければならない。承認しない場合は、理由を明示して公判期日調書に記載しなければならない。

第144条 証人の客観性の保障

1. 証人が知っている事件の解決に関連する問題について証人が尋問される前に、公判期日の裁判長は、証人が証人同士の証言を聞かれないように又は関連する者と接触しないように、必要な措置を決定することができる。
2. 当事者及び証人の証言が相互に影響している場合は、公判期日の裁判長は証人を尋問する前に当事者を証人から隔離する決定をすることができる。

第145条 要求の変更、補充、取下げに関する当事者への尋問

1. 公判期日の裁判長は、提訴人に、提訴要求の一部又は全部の変更、補充、取下げをするかどうかを尋問する。
2. 公判期日の裁判長は、独立した要求を行う関連する権利義務を有する者に、その独立した要求の一部又は全部の変更、補充、取下げをするかどうか尋問する。

第146条 要求の変更、補充、取下げについての検討

1. 審理合議体は、当事者の要求の変更、補充について、それらの者の要求の変更、補充が最初の提訴又は独立した要求の範囲を超えないときに承認する。
2. 当事者がその要求の一部又は全部を取り下げ、かつ、その取下げが任意に行われた場合は、審理合議体は、当事者が取り下げた要求の一部又は全部について承認し、審理を停止する。

第147条 訴訟手続上の地位の変更

提訴人が提訴要求の全部を取り下げたが、関連する権利義務を有する者がその独立の要求をなお維持する場合は、関連する権利義務を有する者が提訴人になる。

第148条 公判期日における尋問

1. 審理合議体は、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者、当事者の代理人、当事者の適法な権利利益の保護人、証人、鑑定人の意見を聞き、これらの各意見と収集された資料、証拠と比較する方法によって、事件の事情を十分に確定する。
2. 当当事者の陳述を聞き終わった後、個別の者に対する個別の問題についての尋問は、公判期日の裁判長が人民参審員の直前に尋問し、その後、当事者の適法な権利利益の保護人、当事者、その他の訴訟参加人、検察官という順序に従って行う。

第149条 提訴人の尋問

1. 提訴人が複数いる場合は、1人ずつ別々に尋問しなければならない。
2. 提訴人に対しては、提訴人、提訴人の適法な権利利益の保護人が陳述した問題で、不明確である、互いに矛盾している又はその者の前の証言と矛盾している、被提訴人、関連する権利義務を有する者及びそれらの者の適法な権利利益の保護人の陳述と矛盾しているものに関してのみ尋問する。
3. 提訴人は自ら回答し又は提訴人の適法な権利利益の保護人が提訴人の代わりに回答し、その後に提訴人が補充的回答をすることができる。

第150条 被提訴人の尋問

1. 被提訴人が複数いる場合は、1人ずつ別々に尋問しなければならない。
2. 被提訴人に対しては、被提訴人、被提訴人の適法な権利利益の保護人が陳述した問題で、不明確である、互いに矛盾している又はその者の前の証言と矛盾している、提訴人、関連する権利義務を有する者及びそれらの者の適法な権利利益の保護人の陳述と矛盾しているものに関してのみ尋問する。
3. 被提訴人は、自ら回答し又は被提訴人の適法な権利利益の保護人が被提訴人の代わりに回答し、その後に被提訴人が補充的回答をすることができる。

第151条 関連する権利義務を有する者の尋問

1. 関連する権利義務を有する者が複数いる場合は、1人ずつ別々に尋問する。
2. 関連する権利義務を有する者に対しては、その者、その適法な権利利益の保護人が陳述した問題で、不明確である、互いに矛盾している又はその者の前の証言と矛盾している、提訴人、被提訴人、それらの者の適法な権利利益の保護人の陳述と矛盾しているものに関してのみ尋問する。
3. 関連する権利義務を有する者は、自ら回答し又はその適法な権利利益の保護人がその者の代わりに回答し、その後にその者が補充的回答をすることができる。

第152条 証人の尋問

1. 証人が複数いる場合は、1人ずつ別々に尋問する。

2. 証人に尋問する前に、公判期日の裁判長は、その者と事件の当事者との関係について明確に尋問しなければならない。証人が未成年である場合は、公判期日の裁判長は、その父母、後見人又は男性教師、女性教師に尋問を手伝うよう要求することができる。
3. 公判期日の裁判長は、証人に自分が知っている事件の事情を明確に陳述するよう要求する。証人が陳述を終えた後に、証人に対して、その陳述した点で、不明確である、不十分である又は互いに矛盾している、その前の供述を矛盾している、当事者、当事者の適法な権利利益の保護人の陳述と矛盾するものについてのみ追加の尋問をする。
4. 証人は、陳述を終えた後、追加の尋問を受けることができるよう法廷にとどまる。
5. 証人及びその親族の安全を保障する必要がある場合は、審理合議体は、証人の身元に関する情報を漏らさないこと及び証人が公判期日の出席者に見られないようにすることを決定する。

第153条 事件の資料の公開

1. 審理合議体は、以下の場合に事件の資料を公開する。
 - a) 訴訟参加人が公判期日に欠席したが、公判準備段階において既に供述をした。
 - b) 訴訟参加人の公判期日における供述が、その前の供述と矛盾する。
 - c) 審理合議体が必要と考えた時又は検察官、訴訟参加人が要求した場合
2. 国家秘密を維持し、国民の醇風美俗を維持し、当事者の要求に従い職業上の秘密、経営上の秘密、個人の私生活上の維持することが必要な特別な場合は、審理合議体は、事件記録にある資料を公開しない。

第154条 録音テープ、ディスクの聴取、録画ビデオテープ、ディスクの映写

本法第153条第2項に規定する場合を除き、検察官、訴訟参加人の要求に従又は審理合議体が必要と認めるときは、審理合議体は、公判期日において録音テープ、ディスクを聞かせ、ビデオテープ、ディスクを映写させることができる。

第155条 物証の取調べ

1. 物証、写真又は物証を確認する調書は、公判期日に検討するために提示される。
2. 必要と認める場合、審理合議体は、当事者とともに、公判期日に運ぶことができない物証を検討するために現場に行くことができる。

第156条 鑑定人の尋問

1. 公判期日の裁判長は、鑑定を課された問題に関する自らの結論を陳述することを鑑定人に要求する。鑑定人は、陳述のときに、鑑定の結論、鑑定の結論の根拠に関して補充の説明をすることができる。
2. 公判期日に出席する検察官、訴訟参加人は、鑑定の結論に関する意見を述べることができ、鑑定の結論でまだ不明確である、矛盾している又は

事件のその他の事情と矛盾している問題について尋問することができる。

3. 鑑定人が公判期日に欠席した場合は、公判期日の裁判長は鑑定の結論を公開する。
4. 訴訟参加人が公判期日において公開された鑑定の結論に同意せず、補充鑑定又は再鑑定を要求した場合は、審理合議体は、その補充鑑定又は再鑑定が事件の解決に必要であると認めるときは、補充鑑定、再鑑定を決定する。この場合、審理合議体は公判期日を延期する決定をする。

第157条 公判期日における尋問の終了

事件の事情を十分に検討できたと認めるとときは、公判期日の裁判長は、検察官、当事者、当事者の適法な権利利益の保護人及び他の訴訟参加人に対して、さらに尋問を要求する問題があるかどうかを尋問する。要求する者がおり、その要求に根拠があると考える場合は、公判期日の裁判長は尋問の継続を決定する。

第158条 論争時の発表の順序

1. 尋問終了後、審理合議体は、公判期日の論争部分に移る。論争時の発表の順序は以下のとおりに行われる。
 - a) 提訴人の適法な権利利益の保護人が発表する。提訴人は意見を補充する権利を有する。
 - b) 被提訴人の適法な権利利益の保護人が発表する。被提訴人は意見を補充する権利を有する。
 - c) 関連する権利義務を有する者の適法な権利利益の保護人が発表する。関連する権利義務を有する者は意見を補充する権利を有する。
2. 当事者、当事者の適法な権利利益の保護者が公判期日に欠席したが、当事者の適法な権利利益を保護する文書を提出している場合は、審理合議体は、公判期日にその文書を公表しなければならない。
3. 当事者が自らの適法な権利利益の保護人を持たない場合は、論争時に自分自身で発表する。

第159条 論争時の発表と返答

証拠の評価について発表し、事件解決について自己の観点を提示する際には、論争に参加する者は、既に収集され、公判期日において検討、検査された資料、証拠のみならず公判期日における尋問の結果に基づかなければならない。論争に参加する者は他の者の意見に返答する権利を有する。公判期日の裁判長は、論争の時間を制限してはならず、論争に参加する者が意見の陳述を尽くせる条件を作らなければならない。ただし、事件に関連しない意見は中断することができる。

第160条 検察官の発表

1. 訴訟参加人が論争の発表と返答を終えた後、検察官は事件解決の過程における裁判官、審理合議体の法律遵守、事件受理から審理合議体の評議の時点までの行政訴訟参加人の法律執行について意見を発表する。
2. 最高人民検察院及び最高人民裁判所は本条の施行を指導する。

第 161 条 評議

1. 論争部分が終了した後に、審理合議体は評議のため評議室に入る。
 2. 審理合議体の構成員のみが評議に参加する権利を有する。評議時には、審理合議体の構成員は、個別の問題について多数決の方法で投票して、事件の問題のすべてを解決しなければならない。人民参審員が先に投票し、裁判官が後から投票する。審理合議体が 5 人の構成員を含む場合は、公判期日の裁判長である裁判官が最後に投票する者となる。少数意見を有する者は文書で自己の意見を陳述し、事件記録に添付する権利を有する。
 3. 評議時には、審理合議体は、公判期日において検査され、検討された資料、証拠、公判期日の尋問の結果のみを根拠とすることができます、訴訟参加人、検察官の意見を十分に検討しなければならない。
 4. 評議時には、討論された意見、審理合議体の決定を調書に記録しなければならない。評議調書は、判決言渡し前に、評議室において、審理合議体の構成員により署名、されなければならない。
 5. 事件に多くの複雑な事情があり、評議に長時間要する場合には、審理合議体は評議時間を決定することができるが、公判期日の論争終了時から起算して 5 営業日を超えてはならない。
- 審理合議体は、公判期日の出席した者及び欠席した訴訟参加人に判決を言い渡す日時及び場所を知らせなければならない。審理合議体がこの通知をしたにもかかわらず、訴訟参加人が欠席した場合は、審理合議体は、本法第 165 条の規定に従って、判決の言渡しを行う。

第 162 条 尋問と論争の再開

論争又は評議の過程で、事件の事情がまだ検討されておらず、尋問が十分でない又は更に証拠の検討が必要であると認める場合は、審理合議体は、尋問及び論争の再開を決定する。

第 163 条 審理合議体の権限

1. 審理合議体は、提訴された行政決定、行政行為、解雇懲戒処分の決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定、選挙人名簿、関連する不服申立解決決定の適法性を検討する。
2. 審理合議体は以下の決定を発すことができる。
 - a) 提訴要求に法的な根拠がなければ、それを棄却する。
 - b) 提訴要求の一部又は全部を承認し、違法な行政決定の一部又は全部の取消を言い渡す。国家機関又は国家機関の権限のある者に対して、法律の規定に従って任務及び公務の履行を強制させる。
 - c) 提訴要求の一部又は全部を承認し、行政行為の一部又は全部が違法であることを宣言する。国家機関又は国家機関の権限のある者に対して、違法な行政行為を終了させる。
 - d) 提訴要求を承認し、違法な懲戒免職決定の取消を宣言する。機関、組織の長に対して、法律規定に従って任務及び公務の履行を強制させる。
 - e) 提訴要求の一部又は全部を承認め、競争事件処理決定に対する違法な不服申立解決決定の一部又は全部の取消を宣言する。競争事件処理決定に対

する不服申立解決決定を発した権限のある機関、者に対して、競争法の規定に従って、事件の再処理を強制させる。

- f) 提訴要求の一部又は全部を承認め、選挙人名簿の作成した機関に対して、法律の規定に従って、選挙人名簿の修正、補充を強制させる。
- g) 違法な行政決定、行政行為、懲戒免職決定又は競争事件処理決定によって侵害された個人、機関、組織の損害の賠償、適法な権利利益の回復を強制させる。
- h) 権限のある国家機関、権限のある国家機関の長に対し、国家機関、国家機関の権限者の責任の検討を建議する。

第 164 条 第一審判決

1. 第一審の審理合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において判決を発付する。
 2. 判決は、冒頭部分、事件の内容部分、裁判所の認定部分、決定部分を含む。
 3. 冒頭部分では、第一審を審理した裁判所の名、事件受理番号及び日付、判決番号及び言渡し日、審理合議体の構成員、裁判所書記官、検察官の氏名、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者、当事者の適法な代理人、適法な権利利益の保護人、その他の訴訟参加人の名前及び住所、提訴の対象、事件を公判に付す決定の番号及び年月日、審理の公開又は非公開、審理の時間及び場所を明記しなければならない。
 4. 事件の内容及び裁判所の認定部分では、提訴人の提訴要求、被提訴人の提案、関連する権利義務を有する者の提案、独立の要求、裁判所の認定、裁判所が事件解決のために根拠とした法規規範文書の条項号を記載しなければならない。
- 裁判所の認定部分に当事者、当事者の適法な権利利益の保護者の要求、提案を承認し又は承認しない根拠を分析しなければならない。
5. 決定部分には、事件において解決されなければならない各問題についての裁判所の決定、訴訟費用、判決に対する控訴権を明記しなければならない。直ちに執行しなければならない決定の場合には、その決定を明記しなければならない。

第 165 条 判決の言渡し

判決の言渡しの際に、法廷にいるすべての者は、公判期日の裁判長が許可した特別な場合を除き、起立しなければならない。公判期日の裁判長又は審理合議体の他の構成員は、判決を読む。読み終わった後に、判決の執行及び控訴権について更に説明することができる。

当事者がベトナム語を理解しない場合は、判決言渡し後、通訳人が、判決全文を、当該当事者が理解する言語で通訳しなければならない。

第 166 条 判決書の抄本、判決書の発行、送付

1. 公判期日終了から 3 営業日の期限内に、各当事者は、裁判所から事件についての判決書の抄本の発行を受ける。
2. 判決言渡しの日から 7 日の期限内に、裁判所は、判決書を当事者及び同級の検察院に発行し、送付しなければならない。

3. 控訴、異議申立ての期限が過ぎた日より 30 日の期限内に控訴、異議がなければ、裁判所は、当事者、同級の検察院、判決執行機関、被提訴人の直近上級機関に法的効力を有する判決書を送付する。

第 167 条 判決、決定の修正、補充

1. 裁判所の判決、決定が発布された後、綴り、取り違え又は計算間違いによるデータに関する明らかな誤りを発見した場合を除き、判決、決定を修正、補充することはできない。修正、補充文書は、裁判所により、当事者及び同級の検察官に直ちに提供されなければならない。判決、決定が既に法的効力を有している場合は、同級の民事判決執行機関、被提訴人の直近上級機関に送付する。
2. 本条第 1 項の規定による判決、決定の修正、補充は、公判期日、会議期日の裁判長である裁判官がその事件の審理合議体の構成員である人民参審員との協力で行わなければならない。審理合議体の構成員のうち 1 人が修正、補充をすることができないときは、修正、補充は、裁判所の長官によって行われる。

第 11 章

国会代表選挙又は人民評議会代表選挙の選挙人名簿に関する訴願解決手続

第 168 条 提訴状の受領と事件受理

国会代表選挙の選挙人名簿、人民評議会代表選挙の選挙人名簿に関する提訴状を受領後直ちに、裁判所の長官は、事件を直ちに受理するために 1 人の裁判官を割り当てる。

第 169 条 事件解決の期限

1. 事件を受理した日から 2 日の期限内に、事件受理の担当裁判官は以下の各決定のうち 1 つを発しなければならない。
 - a) 事件を公判に付す決定
 - b) 事件の停止及び提訴状の返却
2. 裁判所は事件を公判に付す決定を発した後、その決定を各当事者及び同級の検察院に直ちに送付しなければならない。
3. 裁判所は、事件を公判に付す決定を発した日から 2 日の期限内に、公判期日を開いて審理をしなければならない。

第 170 条 検察院の代表、当事者の出席

当事者、同級の検察院の検察官は、公判期日に出席しなければならず、公判期日に欠席した場合であっても、裁判所は事件の審理を実施する。

第 171 条 本法の他の規定の適用

1. この章に規定がない場合、本法の他の規定は、国会代表選挙の選挙人名簿、人民評議会代表選挙の選挙人名簿に関する訴願に対する行政事件の解決のために適用される。
2. 最高人民法院は本条に規定する施行を指導する。

第 172 条 裁判所の判決、事件の停止決定の効力

1. 国会代表選挙の選挙人名簿、人民評議会代表選挙の選挙人名簿に対する訴願を解決する判決、事件の停止決定は、直ちに執行力を有する。当事者は、控訴権を有さず、検察院は異議申立権を有しない。
2. 裁判所は、直ちに判決書、事件の停止決定書を、各当事者及び同級の検察院に送付しなければならない。

第 12 章 控訴審手続

第 173 条 控訴審の性質

控訴審とは、まだ法的効力を有していない第一審裁判所の判決、決定に対する控訴又は異議が申し立てられた事件についての直近上級裁判所による再審理である。

第 174 条 控訴権を有する者

当事者又は当事者の代理人は第一審裁判所の判決、事件の一時停止決定、停止決定について直近上級裁判所に対して、控訴手続によって再度解決を求めるために控訴状を提出する権利を有する。

第 175 条 控訴状

1. 控訴状には、以下の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 控訴状の作成年月日
 - b) 控訴人の氏名及び住所
 - c) 法的効力を有していない第一審裁判所の判決、決定のうち控訴を申し立てる部分
 - d) 控訴の理由及び控訴人の要求
 - e) 控訴人の署名又は指印
2. 控訴状は、控訴された判決、決定を発した第一審裁判所に提出しなければならない。控訴に十分根拠があり適法であることを証明する補充の資料、証拠（ある場合）を控訴状に添付しなければならない。

控訴状を控訴審裁判所に提出した場合は、控訴審裁判所は、本法第 186 条の規定に従って第一審裁判所が必要な手続を実施するために、控訴状を第一審裁判所に送付しなければならない。

第 176 条 控訴の期限

1. 第一審裁判所の判決に対する控訴期限は、裁判所が判決を言い渡した日から 15 日である。当事者が公判期日を欠席したときは、この期限は、判決がそれらの者に交付され又はそれらの者が居住する場所又は当事者が機関、組織であるときは本店所在地である社級の人民委員会の本部に掲示された日から計算する。
2. 第一審裁判所の事件解決の一時停止、停止決定に対する控訴期限は、控訴権を有する者がその決定を受領した日から 7 日である。
3. 控訴状は郵送される場合は、控訴日は、送付場所の郵便局が封筒に印を押した日に基づいて計算する。

第 177 条 控訴状の審査

1. 控訴状を受け取った後に、第一審裁判所は、本法第175条第1項の規定に従ってその適式性を検査しなければならない。
- 控訴状が本法第175条第1項に定めた十分な内容を含まない場合は、第一審裁判所は、控訴人にそれを修正し、補充するよう要求する。
2. 不可抗力の事件又は客観的な障礙によって本法第176条に定める期限を徒過した控訴の場合（以下、期限の徒過した控訴という。）は、第一審裁判所は、控訴人にその理由を明確に陳述し、かつ期限を徒過して控訴状を提出したことが正当である理由を証明する資料、証拠（ある場合）を提出するよう要求する。

第178条 期限を徒過した控訴

1. 第一審裁判所は、期限を徒過した控訴状を受け取った後に、控訴状、控訴が期限を徒過した理由に関する控訴人の詳述書及び資料、証拠（ある場合）を控訴審裁判所に送付しなければならない。
2. 期限を徒過した控訴状及び追加して添付した資料、証拠を受け取ってから100日の期限内に、控訴審裁判所は、徒過した控訴を検討するため3名の裁判官を含む合議体を設ける。

期限を徒過した控訴を検討する合議体は、徒過した控訴を承認する又は承認しない決定を発することができ、決定の中で承認する又は承認しない理由を明記しなければならない。合議体の決定は、期限を徒過した控訴人、第一審裁判所及び控訴審級の検察院にその決定を送付しなければならない。

控訴審裁判所が期限を徒過した控訴を承認する場合は、第一審裁判所は、本法に規定する手続を実施し、事件の記録を控訴審裁判所に送付する。

第179条 控訴審訴訟費用の予納金の納付通知

1. 適式な控訴状を承認した後、第一審裁判所は、控訴人が控訴審訴訟費用の予納金の納付を免除され又は納付の必要がない場合に属しないときは、控訴人に対して、法令の定める控訴審訴訟費用の予納金を納付するよう通知しなければならない。
2. 控訴審訴訟費用の予納金の納付に関する裁判所の通知を受け取った日から10日の期限内に、控訴人は、訴訟費用の予納金を納付し、第一審裁判所に訴訟費用の予納金の納付した領収書を提出しなければならない。この期限を過ぎても控訴人が控訴審訴訟費用の予納金を納付しない場合は、正当な理由がある場合を除き、控訴人が控訴を放棄したと見なす。裁判所は当事者に控訴状を返却する。

第180条 控訴の通知

1. 事件記録と控訴状を控訴審裁判所に送付するときは、第一審裁判所は、文書で、同級の検察院及び控訴に関連する当事者に控訴を通知しなければならない。
2. 控訴について通知を受けた当事者は、控訴審裁判所に対して控訴の内容についての自己の意見を記載した文書を提出する権利がある。その者の意見を記載した文書は事件記録に綴られる。

第181条 検察院の異議申立て

同級及び直近上級の検察院の長官は、直近上級裁

判所に対し控訴審手続に従って事件を再解決するよう要求するため、第一審裁判所の判決、事件解決の一時停止、停止決定に対し異議を申し立てる権利がある。

第182条 検察院の異議申立て決定

1. 検察院の異議申立て決定は、文書で行い、以下の主要な内容を含んでいかなければならない。
 - a) 異議申立て決定の発した年月日及び異議申立て決定の番号
 - b) 異議申立て決定を発した検察院の名称
 - c) 法的効力を有していない第一審裁判所の判決、決定のうち異議を申し立てる部分
 - d) 異議申立ての理由及び検察院の要求
 - e) 異議申立て決定に署名した者の氏名及び異議申立て決定を発した検察院の押印
2. 異議申立て決定は、異議を申し立てられた判決、決定を言い渡した第一審裁判所に対して、第一審裁判所が本法第186条に規定する手続を行うために、直ちに送付しなければならない。異議申立て決定には、検察院の異議申立てに十分根拠があり適法であることを証明する補充の資料、証拠（ある場合）を添付する。

第183条 異議申立ての期限

1. 第一審裁判所の判決に対する異議申立ての期限は、判決を言い渡した日から、同級の検察院については15日、直近上級検察院については30日である。
2. 第一審裁判所の事件解決の一時停止、停止決定に対する異議申立ての期限は、同級の検察院が決定を受け取った日から、同級の検察院については7日、直近上級検察院については10日である。

第184条 控訴、異議申立ての通知

1. 異議申立て決定を発した検察院は、直ちに異議申立てに関連する当事者に異議申立て決定を送付しなければならない。
2. 異議申立ての通知を受けた者は、控訴審裁判所に対して異議申立ての内容についての自己の意見を記載した文書を提出する権利がある。その者の意見を記載した文書は事件記録に綴られる。

第185条 控訴、異議申立ての結果

1. 第一審裁判所の判決、決定のうち控訴をされ、異議申立てをされた部分は、法律が直ちに執行するよう規定している場合を除き、執行されない。
2. 控訴、異議申立てをされなかった第一審裁判所の判決、決定の全部又は一部は、控訴又は異議申立ての期限が経過した日から法的効力を有する。

第186条 事件記録、控訴、異議申立ての送付

第一審裁判所は、事件記録、控訴状、異議申立て決定及び添付資料、証拠を、次の日から5営業日の期限内に控訴審裁判所に送付しなければならない。

1. 控訴人が控訴審訴訟費用の予納金の納付を免除されている又納付の必要がない場合は、控訴人が控訴状を第一審裁判所に提出したとき
2. 控訴人が控訴審訴訟費用の予納金を納付しなければならない場合は、控訴人が控訴審訴訟費用の

- 予納金を納付した領収書を第一審裁判所に提出したとき
3. 第一審裁判所が検察院の異議申立決定を受領したとき

第187条 控訴審の事件受理

1. 控訴審裁判所は、事件記録、控訴状、異議申立決定及び添付資料、証拠を受領した後直ちに受理簿に記録しなければならない。
2. 控訴審裁判所の長官又は最高人民裁判所の控訴審裁判長は、控訴審合議体を設立し、公判期日、会議期日における裁判長を務める裁判官を割り当てる。

第188条 控訴、異議申立ての変更、補充、取下げ

1. 控訴審の公判期日開始前又は公判期日において、控訴人は控訴を変更、補充する権利を有し、異議申立決定を発した検察院は異議申立てを変更、補充する権利を有するが、控訴、異議申立ての期限が終わったときは、初めの控訴、異議申立ての範囲を超えてはならない。
2. 控訴審の公判期日開始前又は公判期日において、控訴人は控訴を取り下げる権利を有し、異議申立決定を発した検察院又は直近上級検察院は異議申立てを取り下げる権利を有する。
控訴審裁判所は、控訴人が控訴を取り下げた又は検察院が異議申立てを取り下げる事件について、控訴審の審理を停止する。控訴審の審理の停止は、公判期日前においては、公判期日において裁判長が決定により、公判期日においては、審理合議体が決定により行う。
3. 公判期日開始前の控訴、異議申立ての変更、補充、取下げは、文書によらなければならず、控訴審裁判所に送付されなければならない。控訴審裁判所は、控訴、異議申立ての変更、補充、取下げについて、当事者に通知しなければならない。当事者の控訴の変更、補充、取下げについて同級の検察院に通知しなければならない。

公判期日における控訴、異議申立ての変更、補充、取下げは、公判期日調書に記載されなければならない。

第189条 新証拠の補充

1. 控訴審の公判期日前又は公判期日において、控訴人、異議を申し立てた検察院、控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者、当事者の適法な権利利益の保護人は、新しい証拠を補充する権利を有する。
2. 控訴審裁判所は、自ら又は当事者の要求に従つて、補充された新しい証拠の確証を実行する。裁判所は、本条86条の規定に従い証拠の確証を委託することができる。

第190条 控訴審の範囲

控訴審裁判所は、控訴又は異議申立てをされてい る又は控訴又は異議申立ての内容に関連する判決・決定の部分のみを検討する。

第191条 控訴審公判準備期限

1. 事件を受理した日から60日の期限内に、公判期日の裁判長を務める担当裁判官は、以下のいずれかの決定の1つを発しなければならない。
 - a) 事件の控訴審を一時的に停止する。
 - b) 事件の控訴審を停止する。
 - c) 事件を控訴審公判に付す。
2. 複雑な性質を持つ事件である又は客観的な障碍がある場合、控訴審裁判所の長官は、本条1項に規定する公判準備期限の延長を決定することができるが、30日を超えてはならない。
3. 事件を控訴審公判に付す決定を発した日から30日の期限内に、裁判所は、控訴審の公判期日を開かなければならない。正当な理由がある場合は、この期限は60日である。
4. 事件を控訴審公判に付す決定は、同級の検察院及び控訴、異議申立てに関連する者に送付しなければならない。

第192条 控訴審審理合議体の構成

控訴審審理合議体は、3名の裁判官を含む。

第193条 審理合議体構成員及び裁判所書記官の出席

1. 公判期日は、審理合議体の構成員全員及び裁判所書記官が出席する場合に限って進行される。
2. 裁判官が欠席し又は事件の審理への参加を継続できないが、補充の裁判官が公判期日の最初から参加した場合は、この者が欠席した裁判官に交代して事件の審理に参加することができる。
3. 本条第2項に規定する審理合議体の構成員を代替する補充の裁判官がいなければ、公判期日を延期しなければならない。
4. 裁判所書記官が欠席し又は公判期日に継続して参加できず、交代の者がいない場合は、公判期日を延期しなければならない。

第194条 檢察官の出席

1. 同級の検察院の長官から割り当てられた検察官は、公判期日に参加する義務がある。欠席する場合に審理合議体は公判期日の延期を決定し、同級の検察院の長官に通知する。ただし、本条第2項に規定する場合はその限りではない。
2. 檢察官が欠席し又は公判期日への参加を継続できないが、補欠の検察官が公判期日の最初から参加した場合は、その者が欠席検察官と交代して事件の審理に参加することができる。

第195条 当事者、当事者の適法な権利利益の保護者、鑑定人、通訳人及び証人の出席

1. 裁判所に1回目に適式に召喚を受けた控訴人、控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者、それらの適法な権利利益の保護者は、公判期日に出席しなければならない。欠席する者がいる場合は、審理合議体は控訴審の公判期日を延期する。裁判所は控訴人、控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者及びそれらの適法な権利利益の保護者に控訴審の公判期日の延期を通知する。
2. 裁判所に2回目に適式に召喚を受けた控訴人、控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者、それらの適法な権利利益の保護者は、控訴審の公

判期日に出席しなければならない。不可抗力の事由によらずに欠席した場合は、以下のように処理する。

- a) 控訴人であって、公判期日に参加する代理人がない場合は、控訴の放棄と見なし、裁判所は、欠席した控訴人が控訴した第一審裁判所の判決、決定の全部又は判決、決定の一部に対する控訴審を停止する決定を発する。
- b) 控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者、当事者の適法な権利利益の保護者については、裁判所はそれらの者の欠席の下で審理を進行する。
3. 控訴審の公判期日における証人、鑑定人、通訳人の出席は、本法第133条、第134条及び第135条の規定に従って行われる。
4. 訴訟参加人が裁判所が欠席審理をするよう提案状を提出している場合は、裁判所は、それらの者の欠席の下で控訴審の公判期日を進行する。

第196条 控訴審審理合議体が公判期日の開始する必要がなく、当事者の召喚をする必要がない場合

1. 控訴審審理合議体は以下の場合には公判期日を開始する必要がない。
 - a) 期限を徒過した控訴、異議申立ての検討
 - b) 訴訟費用に関する控訴、異議申立ての検討
 - c) 第一審裁判所の決定に対する控訴、異議申立ての検討
2. 本条第1項に規定する場合には、審理合議体は、当事者の意見を聴取する必要がある場合を除き、当事者を召喚する必要がない。

第197条 事件の控訴審の一時停止

控訴審裁判所は、事件の控訴審を一時停止する決定を発する。事件の控訴審の一時停止の結果及び控訴審の再開は、本法第118条及び119条の定めに従う。

第198条 事件の控訴審の停止

1. 控訴審裁判所は、以下の場合に事件の控訴審を停止する決定を発する。
 - a) 本法第120条第1項a号に定める場合
 - b) 控訴人が控訴の全部を取り下げ又は検察院が異議申立ての全部を取り下げる場合
 - c) 控訴人が2回適式に召喚されたにもかかわらず欠席した場合
 - d) 法律が規定するその他の場合
2. 控訴審裁判所が本条第1項b号の規定に従って事件の控訴審を停止する決定を発した場合は、第一審裁判所の判決、決定は、控訴審裁判所が控訴審を停止する決定を発した日から法的効力を有する。

第199条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定

事件解決の過程において、控訴審裁判所は、本法第5章の規定に従って、緊急保全処分の適用、変更、取消決定をする権利を有する。

第200条 事件記録の研究のための検察院への送付

控訴審のために事件を受理した後に、控訴審裁判所は、事件記録を同級の検察院に送付しなければならない。検察院は、事件記録を受領した日から15日

の期限内に、裁判所に事件記録を返却しなければならない。

第201条 控訴審の公判期日の延期

1. 公判期日を延期すべき場合は以下の通りである。
 - a) 本法第135条第2項、第193条第3項及び第4項、第194条第1項、第195条第1項に規定する場合
 - b) 審理合議体の構成員、検察官、裁判所書記官、通訳人が変更されたが、直ちに交代する者がいない場合
 - c) 鑑定人が変更された場合
 - d) 補充の資料、証拠を確証し、収集しなければならないが、公判期日において直ちには実現できない場合
2. 本法第133条第2項及び第134条第2項の規定により公判期日が延期される場合
3. 控訴審の公判期日の延期の期限及び控訴審の公判期日延期決定は本法第137条の規定に従って行われる。

第202条 控訴審の準備手続

1. 公判期日開始の準備、控訴審の公判期日開始手続、尋問及び資料公開の手続、控訴審の公判期日における物証の検討、公判期日における論争、評議及び判決の言渡し、控訴審判決の修正、補充は、第一審の公判期日の手続と同様に行う。
2. 控訴審の公判期日開始手続の終了後、控訴審審理合議体の構成員1名は、事件内容、第一審判決の決定及び控訴、異議申立ての内容を公開する。
3. 公判期日における控訴、異議申立ての修正、補充、取下げに関する当事者、検察官の尋問は、公判期日の裁判長が以下のように行う。提訴人に探し提訴状を取り下げるか否かを尋問する。控訴人、検察官に対し、控訴、異議申立ての修正、補充、取り下げをするか否かを尋問する。
4. 検察院が異議申立てをしている場合、検察官は、異議申立てを受けた第一審判決の決定に対する検察院の異議申立ての観点を発表する。

第203条 控訴審の公判期日開始前又は公判期日における提訴人の提訴状の取下げ

1. 提訴人が控訴審の公判期日開始前又は控訴審の公判期日において提訴状を取り下げる場合は、控訴審審理合議体は、被提訴人にそれに同意するか否かを尋問しなければならず、個別の場合によって以下のように解決する。
 - a) 被提訴人が同意しない場合は、提訴人による提訴状の取下げを承認しない。
 - b) 被提訴人が同意する場合は、提訴人による提訴状の取下げを承認する。控訴審審理合議体は、第一審判決を破棄する決定を発し、事件の解決を停止する。この場合、当事者は、第一審裁判所が定める第一審訴訟費用及び法律の規定に従った控訴審訴訟費用の半分を支払わなければならない。
2. 控訴審審理合議体が事件の解決を停止する決定を発した場合は、提訴人は、提訴時効がまだ経過していない場合には、本法が規定する手続に従って事件を再提訴することができる。

第 204 条 控訴審の公判期日における当事者、検察官の陳述聴取

1. 当事者がその控訴を維持し又は検察院がその異議申立てを維持する場合は、控訴審審理合議体は、次の順番で当事者、検察官の陳述を聴取することにより事件の審理を開始する。
 - a) 控訴人の適法な権利利益の保護人が控訴の内容及び控訴をしたことの根拠について陳述する。控訴人は、補充の意見を述べることができる。

当事者全員が控訴する場合は、その陳述は、提訴人である控訴人の適法な権利利益の保護人及び提訴人、被提訴人である控訴人の適法な権利利益の保護人及び被提訴人、関連する権利義務を有する者である控訴人の適法な権利利益の保護人及び関連する権利義務を有する者、の順序に従って行う。

検察院のみが異議を申し立てる場合は、検察官が異議申立ての内容及び異議申立てをしたことの根拠について陳述する。控訴及び異議申立ての両方がある場合は、当事者が控訴の内容及び控訴をしたことの根拠について陳述し、その後に検察院が異議申立ての内容及び異議申立てをしたことの根拠を陳述する。

 - b) 控訴、異議申立てに関連する他の当事者の適法な権利利益の保護人は、控訴、異議申立ての内容に関する意見を陳述する。当事者は、補充の意見を述べることができる。
2. 当事者が自己の適法な権利利益の保護人を持たない場合は、その者は自分自身で控訴、異議申立ての内容に関する自己の意見を陳述する。
3. 訴訟参加人が論争及び返答の発表をした後、検察官は、控訴審段階における行政事件の解決過程における法律遵守に関する検察院の意見を発表する。

第 205 条 控訴審審理合議体の権限

1. 控訴、異議申立てを棄却して、第一審の判決の決定を維持する。
2. 次のいずれかの場合において第一審裁判所が違法に決定した場合は、第一審の判決の一部又は全部を修正する。
 - a) 証明及び証拠収集が十分に実現され、かつ本法第 6 章の規定に従った場合
 - b) 第一審における証明及び証拠収集は不十分であったが、控訴審の公判期日で十分に補充された場合
3. 訴訟手続に関する重大な違反がある又は控訴審裁判所が補充することができない新しい重要な証拠がある場合は、第一審判決を破棄して、再審理をするために第一審裁判所に事件記録を差し戻す。
4. 第一審の審理過程に本法第 120 条第 1 項に規定する場合の 1 つがある場合は、第一審判決を破棄して、事件の解決を停止する。
5. 事件の控訴審の審理に控訴人の出席が必要であり、かつ、その者が 2 回目まで適式に召喚されたにもかかわらず、正当な理由なくしてなお欠席したときは、控訴審の手順に従って、事件の解決を停止する。この場合においては、第一審判決は法的効力を有する。

第 206 条 控訴審判決

1. 控訴審審理合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において控訴審裁判所の判決を発付する。
 2. 控訴審判決は冒頭部分、事件の内容及び認定部分、決定部分から構成される。
 3. 冒頭部分では、控訴審を審理した裁判所の名、事件受理番号及び日付、判決番号及び言渡し日、審理合議体の構成員、裁判所書記官、検察官の氏名、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者、適法な代理人及び当事者の適法な権利利益の保護人の名前、住所、控訴人、異議申立てをした検察院、その他の訴訟参加人、事件を公判に付す決定の番号、年月日、審理の公開又は非公開、審理の時間及び場所を明記しなければならない。
 4. 事件の内容、控訴、異議申立て、認定部分では、事件、第一審裁判所の決定の内容の要約、控訴、異議申立ての内容、控訴審審理合議体の認定、控訴審審理合議体が事件解決のために根拠とした法規範文書の条項号を記載しなければならない。
- 控訴審審理合議体の認定部分では、控訴、異議申立てを承認し又は承認しない根拠を分析しなければならない。
5. 決定部分では、控訴、異議申立てに基づき事件において解決しなければならない各問題、第一審、控訴審の訴訟費用の負担についての控訴審裁判所の決定を明記しなければならない。
 6. 控訴審判決は言渡しの日から法的効力を有する。

第 207 条 控訴、異議申立てをされた第一審裁判所の決定に対する控訴審手続

1. 控訴審裁判所は、控訴、異議申立てを受領した日から 15 日の期限内に、会議期日を設定し、控訴、異議申立てを解決する決定を発しなければならない。
2. 控訴、異議申立てをされた決定を検討する控訴審の審理合議体の構成員 1 名は、控訴、異議申立てをされた決定、控訴、異議申立ての内容及び添付資料、証拠（ある場合）を要約して陳述する。
3. 控訴審審理合議体が決定を発する前に、同級の検察院の検察官は、控訴審の会議期日に参加し、控訴、異議申立ての解決に関する意見を発表する。
4. 控訴又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定を検討するときは、控訴審裁判所は、次の権限を有する。
 - a) 第一審裁判所の決定を維持する。
 - b) 第一審裁判所の決定を修正する。
 - c) 第一審裁判所の決定を破棄して、事件を継続して解決するために第一審裁判所に事件記録を差し戻す。
5. 控訴審決定は、決定を出した日から法的効力を有する。

第 208 条 控訴審判決、決定の送付

控訴審判決、決定を発布した日から 30 日の期限内に、控訴審裁判所は、その判決、決定を、当事者、第一審において事件を解決した裁判所及び検察院、同級の検察院、権限のある民事判決執行機関及び被控訴人の直近上級機関に送付しなければならない。

第13章 監督審手続

第209条 監督質の性質

監督審とは、事件の解決において重大な法律違反が発見されたため異議を申し立てられた裁判所の法的効力を有する判決、決定の再検討である。

第210条 監督審手続に従った異議申立てをするための根拠

以下の根拠の1つがあるときは、法的効力を有する裁判所の判決、決定は、監督審の手続に従って異議を申し立てられる。

1. 訴訟手続の重大な違反がある。
2. 判決、決定中の決定部分が、事件の客観的事情と合致していない。
3. 法律の適用について重大な誤りがある。

第211条 監督審の手続に従って再検討する必要がある法的効力を有する判決、決定の発見

1. 裁判所の判決、決定が法的効力を有する日から1年の期限内に、判決、決定の法律違反を発見した場合は、当事者は、本法第212条に規定する異議申立てをする権限を有する者に対して、文書で監督審手続による異議申立てを検討するように提案することができる。
2. 裁判所、検察院又は個人、機関、その他の組織は、裁判所の法的効力を有する判決、決定中に法律違反を発見した場合は、本法第212条に規定する異議申立てをする権限を有する者に対して、文書で通知しなければならない。
3. 最高人民裁判所、最高人民検察院は、監督審異議申立ての提案文書の受理、処理手続を指導する。

第212条 監督審手続による異議申立ての権利を有する者

1. 最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を除き、各級の裁判所の法的効力を有する判決、決定に対し、監督審手続に従って異議を申し立てる権利を有する。
2. 省級裁判所の長官、省級検察院の長官は、県級裁判所の法的効力を有する判決、決定に対し、監督審手続に従って異議を申し立てる権利を有する。

第213条 法的効力を有する判決、決定の執行延期、一時停止

1. 裁判所の法的効力を有する判決、決定に対し異議を申し立てる権限を有する者は、監督審手続に従って異議申立てを検討するため、判決、決定の執行延期を申し立てる権利がある。延期の期限は3ヶ月を超えることはできない。

行政判決、決定における民事部分に関する決定については、異議を申し立てる権限を有する者は、民事判決執行機関に対して、民事判決執行法の規定に従って裁判執行の延期を申し立てることができる。

2. 監督審の手続に従って法的効力を有する判決、決定に対し異議を申し立てた者は、監督審の決定

が出るまでその判決、決定の執行を一時停止する決定をすることができる。

第214条 監督審の異議申立て決定

監督審の異議申立て決定は、以下の主要な内容を含まなければならない。

1. 异議申立て決定の番号、年月日
2. 异議申立て決定をした者の職務
3. 异議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定の番号、年月日
4. 异議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定の決定部分
5. 异議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定の違反、過りについての意見、分析
6. 异議申立て決定の法的根拠
7. 法的効力を有する判決、決定の一部又は全部に對し異議を申し立てる決定
8. その事件の監督審の管轄権を有する裁判所の名称
9. 异議申立て人の提案

第215条 監督審の手続による異議申立期限

1. 監督審の手続による異議申立ての権限を有する者は、本条2項に規定する場合を除き、裁判所の判決、決定が法的効力を有した日から2年の期限内に、異議を申し立てる権利ができる。
2. 当事者が本法第211条第1項に定めた期限内に監督審の手続に従った異議申立てをするよう提案状を提出したが、異議申立期限が過ぎた後に、異議申立ての権限を有する者が法的効力を有する裁判所の判決、決定に重大な法律違反を新たに発見した場合は、監督審の手続に従った異議申立期限は本条第1項の規定に従わない。
3. 裁判所の判決、決定における民事部分の異議申立期限は民事訴訟に関する法律の規定に従って行う。

第216条 監督審の異議申立て決定の送付

1. 監督審の手続に従った異議申立て決定は、異議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定を発した裁判所、当事者、権限を有する民事判決執行機関及び異議申立ての内容に關連する権利義務を有する者に対して直ちに送付されなければならない。
2. 最高人民裁判所長官又は省級人民裁判所の長官が異議を申し立てた場合は、異議申立て決定を事件記録とともに同級の検察院に対して直ちに送付しなければならない。検察院は、事件記録を受け取った日から15日の期限内に記録を検討する。その期限が満了したときは、検察院は、監督審の管轄権を有する裁判所に対して事件記録を送付しなければならない。
3. 最高人民検察院の長官又は省級人民検察院の長官が異議を申し立てた場合は、異議申立て決定は、直ちに監督審の管轄権のある裁判所に送付されなければならない。

第217条 异議申立ての変更、補充、取下げ

1. 監督審の異議申立てをした者は、本法第215条に規定する異議申立期限がまだ終わっていないければ、異議申立決定を変更、補充する権利を有する。
2. 公判期日開始前又は公判期日において、異議申立て人は、異議申立てを取り下げる権利を有する。公判期日開始前の異議申立ての取下げは、文書によらなければならず、本法第216条の規定に従って送付されなければならない。公判期日における異議申立ての取下げは、公判期日調書に記載されなければならない、監督審合議体は、監督審の審理を停止する決定を発する。

第218条 監督審合議体の構成

1. 省級裁判所の監督審合議体は、省級裁判所の裁判官委員会である。法的効力を有する判決、決定の監督審を行うときは、少なくとも構成員総数の3分の2が参加しなければならない。省級裁判所の長官が監督審の公判期日の裁判長となる。
2. 最高人民裁判所行政裁判所の監督審合議体は、3名の最高人民裁判所の裁判官を含む。法的効力を有する判決、決定の監督審を行うときは、3人の裁判官全員が参加しなければならない。最高人民裁判所行政裁判所の長官は、監督審の公判期日の裁判長を務める裁判官を1人割り当てる。
3. 最高人民裁判所の監督審合議体は、最高人民裁判所裁判官評議会である。法的効力を有する判決、決定の監督審を行うときは、少なくとも構成員総数の3分の2が参加しなければならない。最高人民裁判所長官が監督審の公判期日の裁判長となる。

第219条 監督審の管轄

1. 省級裁判所の裁判官委員会は、異議を申し立てられた県級裁判所の法的効力を有する判決、決定の事件の監督審を行う。
2. 最高人民裁判所行政裁判所は、異議を申し立てられた省級裁判所の法的効力を有する判決、決定の事件の監督審を行う。
3. 最高人民裁判所裁判官評議会は、異議を申し立てられた控訴審裁判所、最高人民裁判所行政裁判所の法的効力を有する判決、決定の事件の監督審を行う。
4. 1つの行政事件についての複数の法的効力を有する判決、決定が、互いに異なる審級の裁判所の管轄に属するときは、上級の管轄裁判所が事件全部の監督審を行う。

第220条 監督審の公判期日への参加人

1. 監督審の公判期日には、同級の検察院が参加しなければならない
2. 必要と認める場合は、裁判所は訴訟参加人及び異議申立てに関連するその他の者を監督審の公判期日に参加させるために召喚する。

第221条 監督審の公判期日の開始期限

異議申立て及び事件記録を受け取った日から2か月の期限内に、裁判所は、監督審の管轄権のある裁判所は、事件の監督審のために公判期日を開始しなければならない。

第222条 監督審の公判期日の準備

裁判所の長、最高人民裁判所行政裁判所の長官は、公判期日において事件の説明書を作成する裁判官を1人割り当てる。説明書には、事件の内容、異なる審級の裁判所の判決、決定、異議申立ての内容を要約する。説明書は、監督審の公判期日が開始する遅くとも7営業日前には監督審合議体の構成員に送付しなければならない。

第223条 監督審の公判期日の手続

1. 公判期日の裁判長が公判期日を開始した後、監督審合議体の構成員の1人は、事件の内容、事件の審理過程、異議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定の決定部分、異議申立て人の異議申立て及び提案の根拠、認定を陳述する。
2. 裁判所が訴訟参加人を召喚した場合は、召喚された者は異議申立てに関する自己の意見を陳述する。検察院の代表は、異議申立てに関する検察院の意見を陳述する。
3. 監督審合議体の構成員は、事件の解決に関して討論し、自己の意見を発表する。検察院の代表は、事件の解決に関する検察院の意見を発表する。
4. 監督審合議体は、事件の解決に関して投票を行う。

省級人民裁判所の裁判官委員会、最高人民裁判所行政裁判所の監督審合議体又は最高人民裁判所裁判官評議会の監督審決定は、その構成員全員の過半数の投票が必要である。

省級裁判所の裁判官委員会、最高人民裁判所行政裁判所の監督審合議体又は最高人民裁判所裁判官評議会は、異議申立て及びその他の意見に対する賛成、反対の順番に従って投票する。決定が省級裁判所の裁判官委員会、最高人民裁判所行政裁判所の監督審合議体又は最高人民裁判所裁判官評議会の過半数の投票を得なかつた場合は、公判期日を延期しなければならない。公判期日を延期する決定を発した日から30日の期限内に、省級裁判所の裁判官委員会、最高人民裁判所行政裁判所の監督審合議体又は最高人民裁判所裁判官評議会は、全構成員の参加の下で事件を再審理しなければならない。

第224条 監督審の範囲

1. 監督審合議体は、法的効力を有する判決、決定のうち異議を申し立てられ又は異議申立ての内容の検討に関連する部分のみを検討する。
2. 監督審合議体は、法的効力を有する判決、決定のうち異議を申し立てられ又は異議申立ての内容の審理に関連していない部分でも、その部分が国家的利益又は事件の当事者となっていない第三者の利益を侵害している場合は、その部分を審理する権利がある。

第225条 監督審合議体の権限

1. 异議申立てを承認せず、法的効力を有する判決、決定を維持する。
2. 异議申立てのあった法的効力を有する判決、決定を破棄し、破棄され又は修正された下級裁判所の適法な判決、決定を維持する。

3. 第一審又は控訴審での再審理のために、法的効力を有する判決、決定を破棄する。
4. 事件を解決した裁判所の判決、決定を破棄して、事件の解決を停止する。

第226条 異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定の破棄及び破棄又は修正された下級裁判所の適法な判決、決定の維持

監督審合議体は、異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定を破棄する決定を発し、その異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定により一部又は全部を取り消され又は修正された適法の審理した下級裁判所の判決、決定を維持する。

第227条 第一審の再審理又は控訴審の再審理のための異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定の破棄

監督審合議体は、以下の場合に第一審の再審理又は控訴審の再審理のために異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定を破棄する決定を発する。

1. 証拠収集及び証明が十分に行われず又は本法第6章の規定に従わなかった場合
2. 判決、決定の結論が事件の客観的な事実に合致しない又は法律の適用に重大な過りがある場合
3. 第一審又は控訴審の審理合議体の構成が本法の規定に従わない又は訴訟手続に関しその他の重大な違反がある場合

第228条 事件を解決した裁判所の判決、決定の破棄及び事件解決の中止

第一審の審理、控訴審の審理過程において本法第120条第1項に定める場合の1つに該当する場合は、監督審合議体は、事件を解決した裁判所の判決、決定を破棄し、事件の解決を中止する決定を発する。監督審合議体は、要求がある場合に、提訴人に対して提訴状とともに添付資料、証拠を返却するために、事件記録を既に第一審の審理をした裁判所に差し戻す。

第229条 監督審の決定

1. 監督審合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において決定を発する。
2. 監督審の決定は、以下の内容を含んでいかなければならない。
 - a) 公判期日の開始年月日及び場所
 - b) 監督審合議体の構成員の氏名。監督審合議体が省級人民裁判所の裁判所委員会又は最高人民裁判所裁判官評議会である場合は、公判期日の裁判長の氏名、職務及び審理に参加した構成員の人数を記載する。
 - c) 裁判所書記官、公判期日に参加した検察官の氏名
 - d) 合議体が監督審に付した事件名
 - e) 事件の当事者の名前、住所
 - f) 事件の内容、異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定の決定部分の要約
 - g) 異議申立て決定、異議申立ての理由
 - h) 異議申立てを承認し又は承認しない根拠を分析しなければならない監督審合議体の認定部分

- i) 監督審合議体が決定を発するための根拠とした行政訴訟法の条項号
- j) 監督審合議体の決定

第230条 監督審決定の効力

監督審の決定は、監督審合議体が発布した日から法的効力を有する。

第231条 監督審決定の送付

決定の発布した日から30営業日の期限内に、監督審合議体は、以下の個人、組織、機関に対して、監督審決定を送付しなければならない。

1. 当事者
2. 異議を申し立てられ、破棄された法的効力を有する判決、決定を発した裁判所
3. 同級の検察院及び判決執行権限のある検察院
4. 権限のある民事判決執行機関
5. 被提訴人の直近上級機関

**第14章
再審手続**

第232章 再審の性質

再審とは、判決、決定の内容を基本的に変更する可能性があり、裁判所が判決、決定を発したときには裁判所、当事者が知り得なかつた新しい事情が発見されたことによって異議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定の再審理である。

第233条 再審手続に従った異議申立てのための根拠

以下の根拠の1つがあるとき、法的効力を有する判決、決定は、再審の手続に従って異議を申し立てられる。

1. 事件の解決過程において裁判所、当事者が知り得なかつた事件の重要な事情が新しく発見された。
2. 鑑定人の結論、通訳人の通訳に虚偽があり又は証拠に偽造があったことを証明する基礎がある。
3. 裁判官、人民参審員、検察官が故意に事件記録を誤らせ又は故意に法律に違反する結論を出した。
4. 裁判所が事件の処理のために根拠とした裁判所の判決、決定又は国家機関の決定が取り消された。

第234条 新しく発見された事実に関する通知及び確認

1. 当事者、その他の個人、機関、組織は、事件の新しい事情を発見した場合は、本法第235条に規定する異議を申し立てる権利がある者に対して、再審手続に従った異議申立てを検討するよう、文書により提案する権利がある。
2. 事件の新しい事情が発見された場合には、検察院、裁判所は、本法第235条に規定する異議を申し立てる権利がある者に対して、文書により通知しなければならない。

第235条 再審手続に従って異議を申し立てる権利を有する者

1. 最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を除き、各審

- 級の裁判所の法的効力を有する判決、決定に対し再審手続に従って異議を申し立てる権利がある。
2. 省級裁判所の長官、省級人民検察院の長官は、県級裁判所の法的効力を有する判決、決定に対し異議を申し立てる権利がある。
 3. 法的効力を有する判決、決定に対し異議を申し立てた者は、再審の決定が出るまでその判決、決定の執行を一時停止する決定をすることができる。

第236条 再審手続に従った異議申立期限

再審手続に従った異議申立期限は、異議を申し立てる権利を有する者が本法第233条に規定する再審手続に従って異議を申し立てる根拠を知った日から1年である。

第237条 再審合議体の管轄権

1. 异議申立てを承認せず、法的効力を有する判決、決定を維持する。
2. 本法に規定する手続に従って第一審の再審理をするために法的効力を有する判決、決定を破棄する。
3. 事件を審理した裁判所の判決、決定を破棄し、事件の解決を停止する。

第238条 監督審手続の規定の適用

再審手続に関するその他の規定は、本法における監督審手続に関する規定と同様に行われる。

第15章 最高人民裁判所裁判官評議会 の決定を再検討する特別な手続

第239条 最高人民裁判所裁判官評議会の決定の再検討の要求、建議、提議

1. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定は、法律の重大な違反を確認できる根拠がある又はその決定を発したときに最高人民裁判所裁判官評議会、当事者が知り得なかった決定の基本的な内容を変更する可能性のある重要な新しい事情を発見したときに、以下のいずれかの1つの場合に該当する場合、再検討される。
 - a) 国会常務委員会の要求がある。
 - b) 国会司法委員会の建議がある。
 - c) 最高人民検察院長官の建議による。
 - d) 最高人民裁判所長官の提議による。
2. 国会常務委員会が要求した場合は、最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討するように最高人民裁判所裁判官評議会に報告する責任を負う。
3. 国会司法委員会が建議した、最高人民検察院長官が建議した又は最高人民裁判所長官が違反、新しい事情を発見した場合は、最高人民裁判所長官はその建議、提議を検討するよう最高人民裁判所裁判官評議会に報告する義務を負う。

国会司法委員会の建議、最高人民検察院長官の建議又は最高人民裁判所長官の提議に同意する場合は、最高人民裁判所裁判官評議会は、最高人民裁判所長官に事件記録を研究させて、最高人民裁判所裁判官評議会の検討、決定のために報告させ

る。最高人民裁判所裁判官評議会が建議、提議に同意しない場合は、文書により通知し、その理由を明示しなければならない。

4. 本条第3項に掲げた提議、建議の検討をする最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日には、最高人民検察院長官が参加しなければならない。

第240条 最高人民裁判所裁判官評議会の決定の再検討の手続及び管轄権

1. 最高人民裁判所長官は、第239条第2項に規定する国会常務委員会の要求を受領した日又は第239条第3項に規定する最高人民裁判所裁判官評議会の決定があつた日から4か月の期限内に、事件記録の検討、資料、証拠の確認、収集をし、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討するために最高人民裁判所裁判官評議会に報告をする責任を負う。
2. 最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日には、最高人民検察院長官が参加しなければならない。必要と認める場合は、最高人民裁判所は関連する個人、組織、機関を会議期日に参加させるために招待することができる。
3. 最高人民裁判所長官の報告、最高人民検察院長官の意見、招待された関連する個人、組織、機関の意見（ある場合）を聞いた後、最高人民裁判所裁判官評議会は、重大な法律違反がある又は最高人民裁判所裁判官評議会の決定の内容を基本的に変更させる重要な新しい事情がある最高人民裁判所裁判官評議会の決定を破棄する決定を発す。重大な法律違反がある又は判決、決定の内容を基本的に変更させる重要な新たな事情がある下級裁判所の法的効力を有する判決、決定を破棄し、個別の場合に従って以下のように決定する。
 - a) 提訴要求を、その要求に法的な根拠がなければ、棄却する。
 - b) 提訴要求の一部又は全部を承認し、法律に違反する行政決定の一部又は全部を破棄する。国家機関又は国家機関における権限を有する者に法律の規定に従って任務、公務を執行させる。
 - c) 提訴要求の一部又は全部を承認し、行政行為の一部又は全部が法律に反すると宣言する。国家機関又は国家機関における権限を有する者に違法な行政行為を終了させる。
 - d) 提訴要求を承認し、法律に違反する懲戒免職決定を破棄する。機関、組織の長に法律の規定に従って任務、公務の履行をさせる。
 - e) 提訴要求の一部又は全部を承認し、法律に違反する競争事件処理決定に対する不服申立解決決定の一部又は全部を破棄する。競争事件処理決定に対する不服申立解決決定を発した機関、権限のある者に対して競争法の規定に従って事件の再解決をさせる。
 - f) 本条第3項b、c、d及びeに定める場合における損害賠償責任を確定し、機関、組織に対し、損害を賠償させ、法律に違反する行政決定、行政行為、解雇懲戒処分の決定、競争事件処理決定によって侵害された個人、組織、機関の適法な権利利益を回復させる。過失又は故意により重大な法律違反を犯して破棄された決定を発し、当事者に損害を与えた最高人民裁判所の損害賠償責任を確定

- し又は法律の規定に従った財産価値の補償責任を確定する。
- g) 故意に法律に違反し、個人、機関、組織に重大な結果を与えた場合には、権限のある国家機関、権限のある国家機関の長に対して、国家機関、国家機関における権限のある者の責任を検討するよう建議する。
4. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定は、少なくとも最高人民裁判所裁判官評議会の構成員の4分の3の賛成が投票されなければならない。
5. 最高人民裁判所は、最高人民検察院と協力して本条の規定の施行を指導する。

第 16 章

行政事件に関する裁判所の判決、決定の執行手続

第 241 条 執行される行政事件に関する裁判所の判決、決定

1. 控訴審手続に従って控訴、異議申立てされず、法的効力を有する第一審判決、決定の全部又は一部
2. 控訴審裁判所の判決、決定
3. 裁判所の監督審又は再審決定
4. 本法第 240 条に規定する特別手続に従った最高人民裁判所裁判官評議会の決定
5. 不服申立て、建議をされた裁判所の緊急保全処分の適用決定

第 242 条 裁判所の判決、決定の説明

1. 裁判執行債権者、裁判執行債務者、裁判所の判決、決定の執行に関連する権利義務を有する者及び判決執行機関は、本法第 241 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する判決、決定を発した裁判所に対し、執行のために、判決、決定の不明確な点を説明するよう、文書により要求する権利を有する。
2. 公判期日又は会議期日の裁判長である裁判官は、裁判所の判決、決定について説明する責任がある。それらの裁判官がもはや裁判所の裁判官でない場合には、その裁判所の長官が、裁判所の判決、決定について説明する責任を負う。
3. 判決、決定の説明は、公判期日、会議期日調書及び評議調書に基づかなければならない。
4. 要求文書を受け取った日から 15 日の期限内に、裁判所は、前に判決、決定を言い渡され、交付された個人、機関、組織に対して、この法律の規定に従い、説明文書を交付しなければならない。

第 243 条 裁判所の判決、決定の執行

1. 本法第 241 条に規定する行政事件に関する裁判所の判決、決定の執行は以下の通りに行う。
 - a) 行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立て解決決定、選挙人名簿に対する提訴要求を承認しない裁判所の判決、決定の場合、当事者は、法律の規定に従って、行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立て解決決定、選挙人名簿を継続して執行しなければならない。

- b) 行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立て解決決定の全部又は一部を破棄した判決、決定の場合、破棄された決定の全部又は一部はもはや効力を有しない。当事者は、裁判所の判決、決定の中で確定された権利義務に基づいて執行する。
 - c) 懲戒免職決定を破棄した裁判所の判決、決定の場合、懲戒免職決定はもはや効力を有しない。裁判所の判決、決定を受領した日から 10 日の期限内に、懲戒免職決定を発した機関、組織の長は、裁判所の判決、決定を執行しなければならない。
 - d) 既に行われた行政行為が違法であることを宣言する判決、決定の場合、裁判執行債務者が裁判所の判決、決定を受領した日から、その行政行為の実行を停止しなければならない。
 - e) 任務、公務の不履行が違法であることを宣言する判決、決定の場合、裁判執行債務者は裁判所の判決、決定を受領した日から、法律の規定に従って任務、公務を履行しなければならない。
 - f) 選挙人名簿を作成した機関にその名簿の修正、補充を強制する判決、決定の場合、裁判執行債務者は裁判所の判決、決定を受領したときに直ちにその修正、補充をしなければならない。
 - g) 裁判所が緊急保全処分の適用決定を発した場合、被適用者はその決定を受領したときに直ちにそれを履行しなければならない。
 - h) 裁判所の判決、決定における財産に関する決定は、民事判決執行法の規定に従って執行される。
2. 裁判執行債務者は当該事件の第一審を審理した裁判所の同級の民事判決執行機関に執行の結果を通知しなければならない。

第 244 条 裁判所の判決、決定の執行の要求

1. 裁判執行債務者が執行しない場合は、裁判執行債権者は、裁判執行債務者に対して、本法第 243 条第 1 項 e 号及び g 号の規定のとおりに裁判所の判決、決定を直ちに執行するよう要求することができる。
2. 裁判執行債務者が、法的な効力を有する裁判所の判決、決定を受領した日から 30 日が過ぎた又は裁判所の判決、決定の執行期限が過ぎたにもかかわらず裁判を執行しない場合、裁判執行債権者は、本法第 243 条第 1 項 b 号、c 号、d 号及び e 号の規定に従い債務者に対して、文書により、裁判所の判決、決定を執行するよう要求することができる。
3. 裁判執行債務者が、裁判所の判決、決定を執行しない場合、本条第 2 項に規定する文書による要求を受領した日から 15 日の期限内に、裁判執行債権者は、第一審裁判所の所在地における民事判決執行機関に対して、裁判所の判決、決定の執行を督促する提案状を提出することができる。裁判執行債権者から督促の提案状を受領した民事判決執行機関は、裁判執行債務者に対して執行するよう督促し、書面により、裁判執行の指導のために裁判執行債務者の直近上級機関に対し、裁判執行の検察のために同級の検察院に対し、通知する。
4. 本条第 3 項に規定する裁判執行債権者から督促の提案状を受け取ったときは、民事判決執行機関は、裁判執行債務者の裁判執行についてのモニタリング管理簿に記録する責任を負う。裁判執行債

権者は、民事判決執行機関に裁判所の判決、決定の写し及び適式な提案状を提出したにもかかわらず裁判執行債務者が判決を執行しようとしないことを証明する関連する資料を提出する責任がある。

裁判執行債務者から督促の提案状を受け取った日から 5 営業日の期限内に、民事判決執行機関は、裁判所の判決、決定の正しい内容に従って履行するよう裁判執行債務者に督促文書を送付しなければならない。

第 245 条 執行の要求を実施する責任

1. 民事判決執行機関から裁判所の判決、決定の執行督促文書を受領した日から 30 日の期限内に、裁判執行債務者は民事判決執行機関に対して裁判執行の結果を文書により通知する責任を負う。
2. 本条第 1 項に規定する期限が過ぎたにもかかわらず、裁判執行債務者が裁判の執行をせず、裁判執行結果を通知しなかった場合は、民事判決執行機関は、裁判執行の検討指導及び法律の規定に従った責任の処理のために裁判執行債務者の直近上級機関に対して文書によりそれを通知するとともに、裁判執行債務者の直近上級機関による執行の指導を監視、支援するために、その直近上級民事判決執行機関又は直近上級の民事判決執行管理機関に送付する。
3. 本条第 2 項に規定する判決執行機関の通知を受領した日から 30 日の期限内に、裁判執行債務者の直近上級機関は、法律の規定に従って裁判執行の検討、指導をし、判決執行機関に通知しなければならない。

第 246 条 行政裁判執行に関する国家管理

1. 政府は、全国における行政裁判執行に関して統一して国家管理をする。行政裁判執行に関する国家管理について最高人民裁判所及び最高人民検察院と協力する。国会に行政判決執行について毎年定期的に報告する。
2. 司法省は、政府に対して、行政判決執行に関する国家管理の実施について責任を負い、以下の任務、権限を有する。
 - a) 行政裁判執行に関する法規範文書を公布し又は公布する権限のある機関に提出する。
 - b) 行政裁判執行に関する国家管理の人材、物質、手段を確保する。
 - c) 行政裁判執行の管理に関する業務の案内、指導、研修をし、行政裁判執行に関する法律の普及、教育を行う。
 - d) 行政裁判執行の管理に関する不服申立て、告発の検査、監査、解決を行う。
 - e) 行政裁判執行活動に関して政府に報告する。
 - f) 統計計画を作成し、実施させ、行政判決執行の監視及び総括を行う。
3. 司法省に所属する民事判決執行の管理機関、民事判決執行機関は司法大臣に行政裁判執行の国家管理を補助し、本法及び政府の規定に従って任務を履行する。

第 247 条 行政裁判執行における違反処理

1. 判決執行債務者である機関、組織、個人が故意に裁判所の判決、決定を執行しなければ、場合に

よって行政違反処分、懲戒処分を受け又は刑事責任を追及される。

2. 職務、権限を濫用して裁判執行を故意に妨害した者は、場合によって行政違反処分、懲戒処分を受け又は刑事責任を追及される。損害を発生させる場合は、法律の規定に従って損害を賠償しなければならない。

第 248 条 裁判所の判決、決定の執行に関する検察

検察院は、その任務権限の範囲において関係する当事者、個人、機関、組織の裁判所の判決、決定の執行に関する法律遵守を検察し、適時、十分かつ適法な判決、決定の執行を確保する。

検察院は、行政裁判執行債務者である個人、機関、組織及び裁判所の判決、決定の執行債務者である機関、組織の直近上級機関、組織に対して、裁判所の判決、決定の厳格な執行のための措置を実施するよう建議をすることができる。

第 17 章

行政訴訟における不服申立て、告発

第 249 条 不服申立てされ得る行政訴訟における決定、行為

1. 個人、機関、組織は、行政訴訟内における行政訴訟進行機関、行政訴訟進行人の決定、行為に対して、その決定、行為が法律に違反し、自己の適法な権利利益を侵害するとみなす根拠がある場合に、不服申立てができる。
2. 裁判所の第一審、控訴審、監督審、再審の判決、決定及び行政訴訟進行人がしたその他の訴訟上の決定について、控訴、異議申立て、不服申立て、建議があった場合は、本章の規定ではなく、本法の相応する章の規定に従って解決される。

第 250 条 不服申立て人の権利義務

1. 不服申立て人は以下の権利を有する。
 - a) 自ら又は適法な代理人を通じて不服申立てをする。
 - b) 事件の解決過程のどの段階においても不服申立てをする。
 - c) 事件の解決過程のどの段階においても不服申立てを取り下げる。
 - d) 不服申立て解決のための受理に関する回答書を受領する。不服申立て解決決定を受領する。
 - e) 侵害された適法な権利利益を回復し、法律の規定に従って損害賠償を受ける。
2. 不服申立て人は以下の義務を有する。
 - a) 解決権限のある者に対して不服申立てをする。
 - b) 事実を誠実に陳述し、不服申立てを解決する者に情報、資料を提出する。陳述の内容、提出した情報、書類について法律上の責任を負うと。
 - c) 法的効力を有する不服申立て解決決定に厳肅に執行する。

第 251 条 被不服申立て人の権利義務

1. 被不服申立て人は以下の権利を有する。
 - a) 不服申立てをされた行政訴訟上の決定、行為の適法性に関する証拠を提出する。

- b) 行政訴訟上の決定、行為についての不服申立て解決決定を受領する。
2. 被不服申立て人は以下の義務を有する。
- a) 不服申立てをされている行政訴訟上の決定、行為について説明する。権限のある機関、組織、個人が要求した場合には、関連する情報、資料を提出する。
 - b) 法的効力を有する不服申立て解決決定に厳粛に執行する。
 - c) 法律の規定に従って行政訴訟における自己の法律に違反する決定、行為による結果について、損害の賠償、支払又は克服を行う。

第 252 条 不服申立ての時効

不服申立ての時効は、不服申立て人が法律に違反するとみなす訴訟上の決定、行為を受領し又は知った日から 15 日である。

不服申立て人が、不可抗力又は客観的な障害があり、本条に規定する期言内に不服申立てをできなかつた場合は、その不可抗力又は客観的な障害が存在した時間は、不服申立ての事項に含めない。

第 253 条 檢察官、検察院の副長官及び検察院の長官に対する不服申立ての解決権限及び期限

検察官、検察院の副長官の訴訟上の決定、行為に対する不服申立てでは、不服申立て受領の日から 15 日の期限内に、検察院の長官が解決決定をする。解決結果に同意しない場合は、不服申立て人は、直近上級検察院に不服申立てをする権利がある。直近上級検察院の長官は、不服申立てを受領した日から 15 日の期限内に、検討し解決しなければならない。

検察院の長官の訴訟上の決定、行為に対する不服申立てでは、不服申立て受領の日から 15 日の期限内に、直近上級検察院の長官が解決決定をする。

第 254 条 裁判所書記官、人民参審員、裁判官、裁判所の副長官及び又は裁判所の長官に対する不服申立ての解決権限及び期限

裁判所書記官、人民参審員、裁判官、裁判所の副長官に対する訴訟上の決定、行為に対する不服申立てでは、不服申立て受領の日から 15 日の期限内に、裁判所の長官が解決決定をする。解決結果に同意しない場合は、不服申立て人は、直近上級裁判所に不服申立てをする権利がある。直近上級裁判所の長官は、不服申立てを受領した日から 15 日の期限内に、検討し解決しなければならない。

裁判所の長官の訴訟上の決定、行為に対する不服申立てでは、不服申立て受領の日から 15 日の期限内に、直近上級裁判所の長官が解決決定をする。

裁判所の長官の不服申立て解決決定は、不服申立て人及び同級の検察院に送付しなければならない。

第 255 条 鑑定人に対する不服申立ての解決権限及び期限

鑑定人の行政訴訟における行為に対する不服申立てでは、不服申立て受領の日から 15 日の期限内に、鑑定人を直接管理する鑑定組織の長が解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立て人は、鑑定組織の直近上級管理機関の長に不服申立てする権利がある。直近上級管理機関の長は、不服申立てを受領

した日から 15 日の期限内に、検討し解決しなければならない。

第 256 条 告発をする権利を有する者

公民は、訴訟進行人の法律に違反する行為が、国家の利益、公民、機関、組織の適法な権利利益に損害を与える、又は損害を与えるおそれがある場合、権限のある機関、組織、個人に対して告発することができる。

第 257 条 告発人の権利義務

1. 告発人は、以下の権利を有する。
 - a) 権限のある機関、組織、個人に対し、申立書を提出して又は直接に告発する。
 - b) 自己の氏名、住所、筆跡の秘密を維持することを要求する。
 - c) 告発の解決結果について通知を要求する。
 - d) 権限のある機関、組織、個人に対して脅迫、抑圧、報復からの保護を要求する。
2. 告発人は、以下の義務を負う。
 - a) 告発の内容について誠実に陳述する。
 - b) 自己の氏名、住所を明示する。
 - c) 事実を誤った告発について法律上の責任を負う。

第 258 条 被告発人の権利義務

1. 被告発人は、以下の権利を有する。
 - a) 告発の内容の通知を受ける。
 - b) 告発の内容が事実でないことを証明するために証拠を提出する。
 - c) 侵害された適法な権利利益を回復する。誤った告発が生じさせた損害の賠償を受け、名誉を回復する。
 - d) 機関、組織、個人に対し、事実を誤った告発をした者の処理を要求する。
2. 被告発人は、次の義務を負う。
 - a) 告発された行為について説明する。権限のある機関、組織、個人の要求があったときに、関連する情報、資料を提出する。
 - b) 権限のある機関、組織、個人の処理決定を厳粛に執行する。
 - c) 法律の規定に従って、自己の法律に違反する行政訴訟上の行為による結果について、損害の賠償、支払又は克服を行う。

第 259 条 告発の解決権限及び期限

1. 権限のある機関に属する訴訟進行の権限を有する者の法律に違反する行為に対する告発は、その機関の長に解決責任がある。
被告発人が裁判所の長官、副長官、検察院の長官、副長官である場合は、直近上級裁判所の長官、直近上級検察院の長官に解決責任がある。

告発の解決期限は、告発を受理した日から 60 日である。複雑な事件については、告発の解決期限は伸長してもよいが、90 日を超えることはできない。

2. 犯罪の兆候がある法律違反行為の告発は、刑事訴訟法の規定に従って解決する。

第 260 条 不服申立て、告発の解決手続

不服申立て、告発の解決手続は、本章の規定及び本章の規定に反しない不服申立て及び告発に関する法のその他の規定に従う。

第 261 条 不服申立て及び告発を解決する権限を有する者の責任

1. 権限のある機関、組織、個人は、自己の任務権限の範囲内において、不服申立て又は告発を受領し、それを適時かつ法を遵守して解決し、違反者を厳正に処理し、起こり得る損害を抑止するための措置を適用し、不服申立て、告発の解決決定の厳肅な執行を保障する責任を負い、自己の決定について法律上の責任を負う。
2. 不服申立て、告発の権限を有する者が、解決をしない、解決に際して責任を欠く、違法な解決をする場合には、その違反の性質及び程度に従って、懲戒処理を受け、刑事責任を追及される。損害を発生させた場合には、法律の規定に従って賠償をしなければならない。

第 262 条 行政訴訟における不服申立て、告発の解決についての法遵守の検察

人民検察院は、法律の規定に従って行政訴訟における不服申立て、告発の解決についての法遵守の検察をする。検察院は、同級又は下級の裁判所、責任のある機関、組織、個人に対し、不服申立て、告発の解決に根拠があり、適法であることの保障を要求し、建議することができる。

第 18 章 施行条項

第 263 条 施行の効力

1. 本法は、2011年7月1日から施行の効力を生じる。
2. 1996年5月21日の行政事件解決手続法令、行政事件解決手続令の一部を修正、補充する法令10/1998/PL-UBTVQH10号及び29/2006/PL-UBTVQH11号は、本法が効力を有した日から効力を終える。

第 264 条 土地法の一部の条項の修正、補充

1. 土地法第136条第2項は以下のとおり修正し、補充する。

「2. 土地使用権に関する紛争であって、当事者が土地使用権証明書又は本法第50条第1項、第2項及び第5項に規定する種類の文書のどれも有しない場合には、以下のとおり解決する。

- a) 県、区、社、省直轄市の人民委員会主席が解決したが、当事者の一方又は各当事者が、解決決定に同意しない場合、省、中央直轄市の人民委員会主席に対して解決を求めて不服申立てをし、又は行政訴訟法の規定に従って提訴することができる。
- b) 省、中央直轄市の人民委員会主席が解決したが、当事者の一方又は両当事者が解決決定に同意しない場合、天然資源環境大臣に不服申立てをし、又は行政訴訟法の規定に従って提訴する権利がある。」

2. 土地法第138条は以下のとおり修正し、補充する。

「第 138 条 土地管理に関する行政決定、行政行為に対する不服申立て、提訴

1. 土地使用者は、土地管理に関する行政決定又は行政行為に対する不服申立てをすることができる。
2. 土地に関する行政決定、行政行為に対する不服申立ての解決順序、手続は不服申立てに関する法律の規定に従う。土地に関する行政決定、行政行為に対する訴願の解決順序、手續は、行政訴訟法の規定に従う。」

第 265 条 施行の細則規定及び指導

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、自己の任務権限において、本法において委任されている条項の施行を指導する。国家管理の要求に対応するために、本法に規定するその他の必要な事項を指導する。

本法は、2010年11月24日にベトナム社会主義共和国第12会期、第8会議において承認された。

国会議長

(署名) グエン フー チョン